

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

### 1. 銀行法関係

#### ○銀行法第2条第14項（定義）関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
銀行代理業に関し、「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為（略）のいずれかを行う営業という。」と規定されているが、この「銀行のために」とは、例えばどういうことか。	「銀行のために」とは、銀行から直接又は間接的な委託により行う行為であることを意味します。
住宅販売会社等において顧客のために行う住宅ローンの契約申込書等の交付書類の記載方法等の説明や記載内容のチェックなどは、当該ローンがいわゆる提携ローンであるか否かにかかわらず許可を要しないとの理解でよいか。	銀行代理業に該当するか否かは、個別の事例に即して判断することとなります。一般に、単なる契約申込書の誤記・記入漏れ、必要書類の添付漏れの指摘等であれば銀行代理業に該当しませんが、これを超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、銀行代理業の許可が必要となることがあります。
預金、資金の貸付け、為替取引などに関し、商品・取引の説明を行うまでに止め、成約に至らなければ、「銀行代理業」の許可を得る必要はないと解してよいか。	預金等の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の勧誘や勧誘を目的とした商品説明を行う行為は、その結果、成約に至ったか否かに関わらず、銀行代理業に該当し、許可を受ける必要があります。
預金口座の開設を勧誘する行為のみを行い、実際には預金の受入れを行わない場合には、銀行代理業には当たらないと解してよいか。	預金の受入れを行わない場合であっても、預金口座の開設を勧誘する行為は、預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介として銀行代理業に該当します。
預金口座開設書類の備置き、顧客からの口座開設書類の受入れ及び銀行への送付（現金等の受入れを行わない）のみで、勧誘行為を伴わないものであれば、「銀行代理業」には当たらないと解してよいか。	契約申込書の単なる配布・交付、受領・回収は、銀行代理業に該当しません。ただし、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、銀行代理業の許可が必要となることがあります。
委託を受けて銀行の付随業務（例えば、両替、金銭の出納事務等の銀行の付随業務）を行う場合には、「銀行代理業」のための許可は不要と解してよいか。 証券会社は、銀行の営む金融等デリバティブ取引（銀行法第10条第2項第14号）を含む銀行の付随業務に関し、銀行代理業の許可を取得せずに、銀行の代理をすることができるか。	銀行の委託を受けて、当該銀行が営む付随業務（銀行法第10条第2項に規定する業務をいいます。）に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為は、銀行代理業には該当せず、銀行代理業の許可を受ける必要はありません。
証券会社が資金ニーズ（借入のニーズ）のある者のために銀行を紹介する行為は、「銀行代理業」に当たらないと解してよいか。 純粋に資金需要者のために銀行ローンの媒介を行う業者は、銀行代理業の許可は必要か否か。 上記において、一定の条件が満たされれば「銀行代理業」の許可が必要ないとされた場	銀行代理業は、銀行のために行うものであり、銀行の顧客（銀行取引の相手方）の委託のみにより、当該顧客のために行う行為はこれに該当しません。 「顧客のために」とは、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために、顧客の側に立って助力することをいい、具体的には、①顧客を代理する場合、②純粋に顧客からのみの委託により顧客の

<p>合、この媒介業務は、貸金業法に基づく金銭の貸借の媒介に該当すると理解してよいか。</p>	<p>ために媒介する行為である場合をいいます。          なお、銀行代理業に該当せず、かつ、貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に該当する場合は、同法に基づく登録が必要となりますので留意が必要です。</p>
<p>不動産等の資産流動化や金銭債権の証券化を行う顧客のために、証券会社が当該顧客との間でファイナンシャル・アドバイザー契約等の業務委託契約を締結しスキーム組成に関する業務を行う場合において、当該顧客が銀行等金融機関から当該スキーム組成のため資金調達を行う場合があるが、当該資金調達はスキーム組成を行う顧客のために行うものであり、手数料も顧客から得ていることから、「銀行代理業」の許可を得る必要はないと解してよいか。</p> <p>上記に関連するが、証券会社が顧客との間で、ファイナンシャル・アドバイザー契約等の業務委託契約を締結するとともに、当該証券会社が当該顧客との間で、融資に係る媒介契約（当該顧客と銀行とを媒介する契約）を締結し、当該銀行から資金調達する場合には、当該証券会社が行う行為は「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。</p> <p>また、当該融資に係る媒介契約を当該証券会社が銀行との間で締結し、資金調達する場合も、当該証券会社が行う行為は「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。</p>	<p>銀行代理業は、銀行のために行うものであり、銀行取引の相手方（銀行の顧客）の委託のみにより、当該相手方のために行う行為は銀行代理業に該当しません。</p> <p>証券会社が資金需要者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約や銀行の融資を媒介する委託契約を締結するのみで、貸し手である銀行との間で融資の媒介に関する委託関係がない場合には、当該貸付けを取り扱う行為は銀行代理業に該当しないものと考えられます。</p> <p>他方、証券会社が銀行との間で融資に係る媒介契約を締結する場合、当該貸付けを取り扱う行為は銀行代理業に該当します。</p>
<p>証券会社が、原資産を所有するA銀行（資金の借り手、つまり顧客）が行うSPC等の組成のため、当該A銀行との間でファイナンシャル・アドバイザー契約等の業務委託契約を締結する場合、当該証券会社が当該契約に基づいて行う行為は「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。</p> <p>なお、このSPC等の組成に当たり、当該証券会社が受け取る収益は当該A銀行からの手数料による場合と、資金調達に際しての金利スワップ取引による場合（この場合は取引先が当該A銀行の場合と他の金融機関（資金貸出先の場合を含む）のそれぞれがあり得る）のそれぞれがあり得るが、いずれの場合においても、「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。</p>	<p>銀行代理業は、銀行のために行うものであり、銀行取引の相手方（銀行の顧客）の委託のみにより、当該相手方のために行う行為は銀行代理業に該当しません。</p> <p>お尋ねの事例において、借り手であるA銀行の委託のみによる場合であれば銀行代理業には該当しません。</p> <p>ただし、証券会社がファイナンシャル・アドバイザー契約等に基づきA銀行から受け取る手数料や、金利スワップ取引に関して貸し手である銀行から受け取る手数料が、実質的に貸し手である銀行のために行うA銀行への貸付けの媒介に対する対価を含んでいると認められる場合には、銀行代理業に該当する可能性があります。</p>
<p>顧客の依頼による仕組みローンの組成に関して、証券会社は顧客（資金調達者）との間で業務委託に関する契約を締結しないものの、当該証券会社は組成に当たり、スワップハウス（他の証券会社等）と当該顧客との間で、ローンに関する金利スワップ取引をアレンジし、当</p>	<p>お尋ねの事例において、証券会社が、その顧客からの依頼に基づき、仕組みローンの組成に関して、金利スワップをアレンジする行為自体は、銀行代理業に該当しませんが、仕組みローンの組成に関し、貸し手である銀行との間の形式的な委託契約がなくとも、一連の行為を実質的に判断する</p>

<p>該スワップハウスから当該取引に関する手数料を得るが、この場合、当該証券会社が行う行為は「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。なお、当該証券会社と銀行等との間では、特定の銀行等の依頼に基づくものではないため、契約書の締結は行わず、また、手数料の授受もない。</p> <p>上記に関連するが、証券会社の所有する国債等を資産として当該証券会社が設立したSPCや信託口が顧客(資金調達者)となる場合も、当該SPCや信託口の設立や設定に際し、当該証券会社が上記のような行為を行う場合には、「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。</p>	<p>必要があります。</p>
<p>証券会社が貸し手となる銀行との間で融資契約に係る媒介契約を締結し、当該契約に基づき、当該証券会社が当該銀行のために資金の借り手を捜して、融資契約を媒介する行為は、当該銀行あるいは借り手から手数料等の報酬を受領する・しないにかかわらず、「銀行代理業」に該当すると解されるのか。</p>	<p>銀行との間で融資契約に係る媒介契約を締結し、当該契約に基づき融資契約を媒介する営業は、個々の行為について手数料を受領していなくても、銀行代理業に該当します。</p>
<p>証券会社が貸し手となる銀行との間で融資契約に係る媒介契約を締結しないものの、当該証券会社が資金の借り手を捜し、当該銀行から手数料等の報酬を得る行為は、「銀行代理業」に該当すると解されるのか。</p>	<p>一連の行為を総合的に判断して、実質的に当該銀行のために融資契約の締結の媒介を行っていれば、銀行代理業に該当します。</p>
<p>証券会社は銀行との間で包括的な業務提携を締結している場合があるが、例えば、証券会社が顧客のためにスキーム組成や仕組みローンの組成のための資金調達を行い、手数料も当該顧客から得ているのであれば、上記の包括的な業務提携を締結していたとしても、「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。</p>	<p>証券会社が銀行との間で包括的な業務提携を締結している場合であっても、銀行取引の相手方(資金の借り手)のみのために行う行為であれば、銀行代理業に該当しませんが、実質的に銀行のために貸付契約の締結の代理・媒介に該当する行為であれば、銀行代理業に該当します。</p>
<p>仕組みのつかないプレーンなローン(銀行等からの資金借入れ)について、証券会社は顧客(資金の借り手)からの依頼に基づき、複数の銀行と交渉して貸し手銀行を見つけ、成約に至れば当該顧客から手数料を受領することとなるが、この行為は、当該顧客のために行うものであることから、「銀行代理業」に該当しないと解してよいか。</p>	<p>銀行代理業は、銀行のために行うものであり、左記の行為が銀行取引の相手方(資金の借り手)の委託のみにより、当該相手方のために行う行為であれば、銀行代理業に該当しません。</p>
<p>金融等デリバティブ取引は銀行の財務の健全性に大きな影響を与える業務であり、これを証券会社に委託して行う場合にも、本人である銀行の与信管理及び市場リスク管理の態勢が整っていることが必要であると思われるが、そのような態勢が整っている場合には、証券会社が代理を行うことができると考えてよいか。具体的には、銀行側が事前に設定した与信枠の範</p>	<p>銀行は、その営む付随業務である金融等デリバティブ取引を委託できます。その場合、委託元銀行においては、与信リスク、市場リスク等のリスク管理態勢の整備に留意する必要があります。</p>

<p>団内で代理人たる証券会社が本人たる銀行の名前で取引執行することはできるという理解でよいか。</p>	
<p>銀行等がシンジケートローンを組成し、自己が貸し手として貸付けの一部を行うとともに、他の銀行にシンジケート団への参加を求めるといったシンジケートローンのアレンジに係る媒介業務については、資金需要者の資金調達ニーズに対応して、自己の与信リスク管理等の目的で貸し手となる他の銀行にシンジケート団への参加をを求める業務であり、アレンジャーとしての役割に対する対価も資金需要者が負担するため、「銀行のために」行う業務ではなく、銀行代理業に該当しないという理解でよいか。</p> <p>また、一般的に銀行がローン（シンジケートローン及び証券化取引の一部を構成するローンを含む。）のアレンジに係る媒介業務を行うに際し、「資金需要者のために」資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介をする場合には、「銀行のため」に行なうものではないことから、銀行代理業に該当しないものとの理解でよいか。</p> <p>その場合、「銀行のため」でないかどうかを判定する際には、「信託業法Q &amp; A」で示された金融庁の考え方が準用されると考えてよいか。</p> <p>また、仮に準用される場合には、「直接又は間接的に、報酬又は手数料、その他名目のいかににかかわらず経済的対価を受領する旨を約し、又は受領するものでないこと」というためには、いかなる点に気を付けるべきか。</p> <p>例えば、以下の事項を満たす場合は、「銀行のため」ではないといえる有力な判断材料となるか。</p> <p>アレンジャーが、銀行のためではなく資金需要者のために媒介を行うものであることを、銀行・資金需要者の双方に書面等で通知することにより、銀行と資金需要者の双方に対して明らかにすること。</p>	<p>純粹に顧客からのみの委託により、顧客のためにする行為は、銀行代理業に該当しません。</p> <p>これに該当するか否かは、個別事情に即して判断することとなりますが、一般に、</p> <p>①銀行からの直接又は間接的な委託（間接的な委託とは、再委託、再々委託及びその連鎖）に基づき、預金、貸付け、為替取引を内容とする契約の条件の確定又は締結に關与するものではない、</p> <p>②契約の条件の確定又は締結に關与する対価として、銀行から直接又は間接的に報酬、手数料その他名目のいかににかかわらず経済的対価を受領するものではない、</p> <p>場合には、銀行代理業に該当しないと考えられます。</p> <p>また、「その他名目のいかににかかわらず」としているのは、潜脱的に対価を受領することにより、銀行代理業としての規制を逃れることを防止するためであり、別個の契約に基づく合理的な対価の受領まで含める趣旨ではありません。</p> <p>なお、アレンジャーが、銀行のためではなく資金需要者のために媒介を行うものであることを、銀行・資金需要者双方に書面等で通知したとしても、実質的に銀行のために媒介していると認められる場合には、銀行代理業に該当することに留意する必要があります。</p>
<p>銀行が行うシンジケートローンのエージェント業務は銀行代理業に該当しないという理解でよいか。シンジケートローンのエージェント業務とは、エージェントが参加金融機関と資金需要者との間に立ち、資金決済、連絡、担保管理等、契約書上予定された様々な業務を行うことをいう。エージェントはその担当する業務の種類に応じて、ファシリティアージェント</p>	<p>お尋ねのシンジケートローンのエージェント業務が貸付契約成立後の事務に関するものであれば、「資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介をすること」には当たらず、銀行代理業に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、証券会社が行える業務であるか否かは、証券取引法に基づき検討する必要があります。</p>

<p>(資金デリバリーに関する通知、契約条項に従った案件管理等を担当)、ペイイングエージェント(ファシリティエージェントの通知に基づき実際に資金デリバリーを担当)、セキュリティエージェント(担保管理を担当)等に分類できる。シンジケートローン契約においては、「貸付人の代理人」として明記されているのが通常であり、国際的にみても標準的である(たとえば、日本ローン債権市場協会の作成に係る「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書」第25条第1項には、「エージェントは貸付人の代理人であり、別段の定めのない限り借入人の代理人とはならない。」と記載されている。)</p> <p>上記のとおり、シンジケートローンのエージェント業務は銀行代理業に該当しないものとして、証券会社もこれを営むことができるという理解でよろしいでしょうか。</p>	
<p>証券会社等がM&amp;Aや資産流動化プロジェクトを顧客へ提案する際において、ファイナンスの一手法としてローンを紹介し、一般的なローンの仕組み等を説明することは、実際に顧客がローンによるファイナンスを選択した場合には、当該ローンを提供する銀行を紹介し、事後は当該銀行が顧客と交渉等を行い証券会社等が関与しないという前提において、銀行代理業に該当しないと考えるべきか。また、顧客に対して銀行と共同して提案を行う場合において、銀行が提供するローン等のサービスに関する部分は銀行職員が作成し、当該サービスは銀行が提供する旨を明記し、当該サービスの内容は銀行職員が説明するというのであれば、銀行と連名の提案資料を持参して共同訪問を行うことは、銀行代理業に該当しないと考えるべきか。</p>	<p>お尋ねのような事案で、単なる紹介にとどまり、媒介に至らない行為であれば銀行代理業に該当しません。</p> <p>また、個別事例に即して判断する必要がありますが、銀行貸付けを含む提案を銀行と証券会社が共同で行うことは、実質的に銀行のために貸付契約の媒介を行っていると同様に認められない場合には銀行代理業に該当しないものと考えられます。</p> <p>他方、例えば、証券会社と銀行との間に、ローンの媒介について実質的な委託関係があり、それに関して証券会社が銀行から経済的対価を受領するような場合には、証券会社の行為は銀行代理業に該当すると考えられます。</p>
<p>金銭債権の売買および貸付参加契約の締結、又はそれらの媒介、取次ぎ若しくは代理に関する業務(ローン・トレーディングおよびローン・パーティシペーションを含む。)については、「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」には当たらず、銀行法上の銀行代理業の許可は必要ないという理解でよいのか。</p>	<p>金銭債権の売買及び貸付参加契約の締結、又はそれらの媒介、取次ぎ若しくは代理は、銀行代理業に該当しません。</p>
<p>銀行代理業制度が施行される平成18年4月1日以前に契約が締結された銀行のローンのうち、追加融資をすること、又は、一定の貸付限度額の範囲内で複数の貸付を実行することが契約上義務付けられているものについて</p>	<p>お尋ねの例については、いずれも銀行代理業に該当します。</p>

<p>は、同日以後に、当該銀行のために追加融資や貸付限度内での新たな貸付の媒介をしても銀行代理業に該当しないという理解でよいか。これに対して、追加融資や一定の貸付限度額の範囲内での貸付が契約上義務付けられていない銀行のローンについて、同日以後に当該銀行のために追加融資や貸付限度内での新たな貸付の媒介をすることは、実質的に銀行のために新たな資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介をすることに該当するものとして、銀行代理業に該当するという理解でよいか。</p>	
<p>旬刊金融法務事情第 1759 号 (2006 年 1 月 5 日・15 日合併号) の「鼎談 新しい銀行代理店規制を考える」22 頁において、「銀行が預金者・借り手となる場合に銀行の代理をする行為は銀行代理業に該当するでしょうか」という質問に対して、「銀行代理業者が銀行であっても特別な扱いをしませんので、該当すると理解しています。」との回答をされているが、この回答は「預金者又は借り手が銀行であっても、預金受入れ先又は貸し手の銀行を代理する行為が銀行代理業に該当する」という趣旨のものであり、預金者又は借り手としての銀行を代理する行為が銀行代理業に該当する」としたものではないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり、預金者又は借り手が銀行 (A) であっても、当該銀行を相手方として預金の受入れや貸付けを行う銀行 (B) を代理・媒介する行為は銀行代理業に該当しますが、預金者又は借り手である銀行 (A) を代理・媒介する行為は、銀行代理業に該当しません。</p>
<p>外国銀行の日本国外の本支店のために日本の居住者に対する資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介をすることは、銀行代理業に該当しないという理解でよいか。但し、当該外国銀行が日本の居住者からの預金又は定期積金の受入れを併せ行う場合以外の場合についての質問である。</p> <p>外国銀行の日本国外の本支店の営む銀行法第 10 条第 2 項の付随業務 (たとえば、同項第 14 号の金融等デリバティブ取引) の代理・媒介も銀行法上の制約なく営むことができるという理解でよいか。</p>	<p>外国銀行が日本国内において居住者に対し銀行法に規定する固有業務及びこれと一体となった付随業務を行う場合、銀行法に基づき免許を受けることを検討していただくこととしております。</p>
<p>外国証券会社が、その親法人 (又は親の親) である外国銀行本店の為にするいわゆる本店ブック (グループ銀行本店の代理) については、法第 2 条第 14 項の各号に当たる行為であっても、本代理店規制の対象外との判断でよいか。</p>	<p>銀行 (外国で銀行業を営む会社) が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、日本における銀行業の本拠となる一の支店を定め、銀行業の免許を受けなければなりません。</p>
<p>預金契約や融資契約等の個別の案件の具体的な内容に立ち入らずに、単に顧客を銀行に紹介するにとどまる場合には、結果的に預金契約や融資契約の成約に応じて銀行から報酬を得ていても、預金契約や融資契約の成立に尽力し</p>	<p>一般に、単なる紹介であれば銀行代理業には該当ませんが、銀行から報酬を得ている場合には、実質的に預金、貸付け及び為替取引に係る媒介行為 (勧誘) を行っているケースが多いと考えられ、このような場合には銀行代理業に該当します。</p>

<p>ているものとはいえないことから、「媒介」には該当せず、銀行代理業に該当しないという理解でよいか。</p>	
<p>銀行代理業者が、銀行のために融資の代理・媒介を行う場合は、貸金業の規制等に関する法律第2条第1項第2号の「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの」に該当するものとして同法第3条第1項の貸金業登録は不要であるという理解でよいか。</p>	<p>銀行のために貸付けの代理・媒介を行うことは、銀行法上の銀行代理業に該当するため、貸金業規制法上の貸金業の登録は不要です。</p>
<p>グループ銀行の既存の融資取引に関するアサインメント、パート・アウト等について証券会社等が行う媒介（販売）については、明らかに金銭債権の売買であり、付随業務となるので銀行代理店制度の規制外であるとの解釈でよいか。</p>	<p>アサインメント、パート・アウト等金銭債権の売買に該当する場合には、銀行代理業に該当しません。</p>
<p>外国為替予約は、銀行法上の固有業務「為替」にはあたらなく、又その決済は「両替」として法第10条第2項第11号の付随業務に該当するので、外国為替予約締結のみの媒介で、資金決済には関与しない場合は、銀行代理店制度の規制対象外であるとの理解でよいか。</p>	<p>外国為替予約の契約の締結の代理又は媒介は、銀行代理業に該当しません。</p>
<p>銀行の貸出債権譲渡に係る代理・媒介行為は、「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理または媒介」ではなく「金銭債権の譲渡の代理」として許可不要と考えてよいか。</p>	<p>銀行の貸出債権の譲渡に係る代理・媒介は、銀行代理業に該当しません。</p>

○銀行法第8条第3項（営業所の設置等）関係

<p>改正銀行法第8条第3項では、第2条第14項各号に掲げる行為（銀行代理業）を外国において委託する旨の契約を締結・終了するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされている。</p> <p>この「外国において委託する」とは、外国に拠点を持つ者に銀行代理業に該当する行為を委託することのみを指し、当該業務の対象を外国に所在する顧客に限定するものではない、即ち当該委託先は日本に所在する顧客に対しても当該業務を行えるとの理解でよいか。</p> <p>また、外国銀行については、法第47条第2項において上記法第8条が除外となっているので、認可は不要との理解でよいか。或いは、法第47条の2に従って認可が必要ということか。</p>	<p>改正銀行法第8条第3項は、改正前の銀行法第8条第2項後段に規定する邦銀が外国に代理店を設置する場合と同様、邦銀のために法第2条第14項各号に掲げる行為を外国の居住者に対して行うことを想定したものであり、日本の居住者に対して行うことは想定していません。</p> <p>また、外国銀行が外国において支店や代理店を設置することについては、銀行法の適用はありませんが、外国銀行が銀行法に基づき銀行業の免許を受けて日本に設置した外国銀行支店において、日本国内で銀行代理業を委託する場合には、邦銀同様、届出制とされています（銀行法第49条第2項、規則第33条第3項）。</p>
---	---

○銀行法第10条第2項第8号（業務の範囲）関係

<p>銀行法第10条第2項第8号は、「銀行その他の金融業を行う者の代理又は媒介（内閣府令で</p>	<p>子会社であるクレジットカード会社によるクレジットカード販売の媒介や貸金業者による貸</p>
---	--

定めるものに限る。) 」と改正されることになる。

この場合、銀行は銀行法第 10 条第 2 項第 8 号で委任する同法施行規則 13 条に列挙されていない業務、たとえば、銀行の子会社のクレジットカード会社のクレジットカードの販売の媒介や自行の融資の審査基準に合致しない顧客と貸金業者との間の貸金契約の媒介を行うことができると考えてよいか。

付けの媒介は、規則第 13 条に規定する銀行の業務範囲に含まれていません。

ただし、こうした販売や貸付けについて、媒介に至らない単なる紹介や申込書の取次ぎを行うことは、その他の付随業務として銀行の業務範囲に含まれると考えられます。

#### ○銀行法第 13 条の 2 (特定関係者との間の取引等) 関係

法第 13 条の 2 において、新たに銀行代理業者が銀行の特定関係者とされたが、所属銀行にとって銀行代理業者の価値判断はそれぞれ区々であるため、銀行代理業者との委託契約上重要な要素となる委託手数料の設定がアームズ・レンジス・ルールでいうところの「有利な条件」に当たるかどうかの判定は極めて難しいと考えられる。例えば、他行との競争上、有力なネットワークを有する一般事業者を自行の銀行代理業者とするためには、当該事業者に対し相場から比して高い手数料体系を提示せざるを得ない場合等も想定されるが、具体的にどのような場合が委託手数料に関するアームズ・レンジス・ルール違反に該当することとなるのかについて、見解をお示しいただきたい。

アームズ・レンジス・ルール違反か否かについては、個別の事例に即して判断する必要があります。

一般的に、本ルールの適用にあたっては、銀行が通常、同種及び同量の取引を同様の状況の下で行う場合に設定する条件に照らして、銀行に不利な条件である、又は特定関係者に不当に不利益を与える等の取引を指します。

したがって、例えば、取引をめぐる状況が異なる場合に、通常とは異なる合理的な条件で取引をすることは必ずしも本ルールに違反しません。

#### ○銀行法第 24 条 (報告又は資料の提出)、第 25 条 (立入検査) 関係

改正銀行法第 24 条、第 25 条により、「銀行から業務の委託を受けた者」(以下「業務委託先」といいます。)も金融検査の対象となるが、以下の者は「業務委託先」に該当するか。

- ① システムのアウトソース先
- ② 食堂のアウトソース先
- ③ ビルの管理のアウトソース先
- ④ 運搬業者への業務委託
- ⑤ 弁護士・税理士への業務委託

本規定は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要と認められる限度において、当局に銀行の業務の委託先に対し報告徴求、立入検査を行うことを認めるものです。このため、委託先について特定の業態を予め排除するものではありませんが、対象は銀行の「業務」の委託先であることから、通常、食堂の運営の委託先や訴訟を委託した弁護士は該当しないものと考えられます。

#### ○銀行法第 52 条の 39 (変更の届出) 関係

第 52 条の 37 第 1 項に掲げる許可申請書記載事項に変更があった際の届出につき定められているが、第 52 条の 37 第 1 項第 3 号に掲げる「銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地」につき、市町村合併に伴う住居表示の変更等、『所在地』の実質的な位置の変更がない場合には、変更の届出を不要として頂きたい。

住居表示の変更等、所在地の実質的な位置の変更がない場合は、変更の届出は不要です。

#### ○銀行法第 52 条の 42 (業務の範囲) 関係

<p>「銀行代理業に付随する業務」（銀行法第 52 条の 42 第 1 項）としてはいかなる業務がこれに該当するか。</p> <p>銀行代理業を行う証券会社が、証取法上の届出業務（証取法 34 条 2 項）又は承認業務（同条 3 項）における業務を新たに行う場合には、第 1 項に規定する承認を得る必要があるか。</p>	<p>所属銀行のために行う当該所属銀行が営む付随業務の代理・媒介が該当します。ただし、当該行為が他の法令において許認可等の開業規制の対象となっている場合（例えば、所属銀行を所属会社として行う証券仲介業）は、兼業承認を要する他業として取り扱います。</p> <p>また、銀行代理業を行う証券会社が証券取引法上の付随業務（証券取引法第 34 条第 1 項）、届出業務（同条 2 項）又は承認業務（同条 4 項）のうち、「銀行代理業に付随する業務」に該当しない業務を新たに行う場合は、銀行法 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があります。</p>
<p>商工会等において銀行代理業の許可を取得する場合には兼業の許可が、また、銀行代理業者が新たな他業を兼業しようとする場合にはその都度兼業の承認が必要となるが、</p> <p>①兼業の可否を審査する際の判断基準をもっと具体的に示すべきである。</p> <p>②兼業の定義をより明確にすべきである。</p> <p>③商工会等の公共性・政策性の高い機関については、法人の定款に定められた範囲内の業務の兼業は、金融庁の承認は不要とすべきである。</p>	<p>銀行代理業を幅広い事業者に認めることから、兼業承認制は必要であると考えます。</p> <p>兼業の承認の審査基準については、可能な限り施行規則（規則第 34 条の 37 第 6 号、第 34 条の 41 第 3 項）に定めているほか、兼業の定義については、日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類 K－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）に則って取り扱うこととしています。</p>

#### ○銀行法第 52 条の 45（銀行代理業に係る禁止行為）関係

<p>銀行代理業に係る禁止行為の一つである「顧客に対し、虚偽のことを告げること」（銀行法第 52 条の 45 第 1 号）とは「顧客に対し、銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる虚偽のことを告げること」をいうのか。</p>	<p>銀行法第 52 条の 45 第 1 号に規定する禁止行為には、銀行代理業に関し、銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすおそれのある虚偽のことを告げる行為が該当します。</p>
---	---

## 2. 銀行法施行規則関係

#### ○ 規則第 13 条の 5 第 4 項関係（金銭債権等と預金等との誤認防止）

<p>従来は「代理」を行う場合の規律であったが、改正案では「代理若しくは媒介」を行う場合とし、第 2 項第 1 号から第 3 号までの説明を求めている。この改正は以下の理由により不要である。</p> <p>すなわち、信託契約の媒介に関しては信託業法施行規則第 78 条（信託契約の内容の説明を要しない場合）第 3 号により、代理店設置者が所要の顧客説明を行う場合には顧客保護に欠けることは無い。よって、媒介業者たる銀行に説明義務や誤認防止措置を課す必要は無い。</p> <p>また、預金との誤認防止との観点から、この規律の対象は金銭信託契約であることは明らかであり、その旨を条文上明確にすべきである。</p>	<p>信託業務を兼営する銀行が、元本の補てんの契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則第 78 条各号に掲げる場合を除く。）には、預金等との誤認防止のための説明等行うこととし、そのように条文を改正しました。</p>
--	---

○規則第 13 条の 6 の 4（預金の受払事務の委託等）関係

<p>無人の設備を用いて「預金または資金の貸付の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を受託すること」は、銀行代理業に該当しないと理解してよいか。</p>	<p>規則第 13 条の 6 の 4 に規定する預金又は貸付けの業務に係る金銭の受払事務を受託する行為は、銀行代理業に該当しません。</p>
--	--

○規則第 1 3 条の 6 の 8（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）関係

<p>現契約内容の変更等を行う場合等、諸条件を充足するためには、相応の時間を要する可能性があると考えられることから、一定の猶予期間を認めて頂きたい。</p>	<p>銀行が委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じることについては、従来から法第 12 条の 2 第 2 項を踏まえ求めているものです。本規定は、これを明確化するものであるため、経過措置は設けていません。</p>
--	--

○規則第 1 3 条の 7（社内規則等）関係

<p>「犯罪防止措置」に関しては、キャッシュカード、ATM、ネット取引に関する犯罪防止措置と理解してよいのか。 「金融機関の社内規則等」の中に「犯罪防止措置」が追加されているが、本条文は「顧客に対する健全かつ適切な業務運営の確保」が例示されていることから、当該措置は、主として「顧客が犯罪に巻き込まれないような措置」を求めていると考えてよいか。</p>	<p>犯罪を防止する措置には、キャッシュカード、ATM、ネット取引に限らず、①銀行自身が外部から犯罪に合わない、②銀行内部で犯罪を発生させない、③顧客が犯罪に巻き込まれないためのいずれの措置も全て含まれます。</p>
--	--

○規則第 14 条の 11 の 2（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）、第 14 条の 11 の 3（銀行の業務に係る禁止行為）関係

<p>規則第 14 条の 11 の 3 第 1 号の規定が抽象的且つ包括的であるため、説明義務の範囲が不明確であり、許される行為と許されない行為の区別が困難である結果、銀行の業務遂行に対し萎縮的効果を及ぼす可能性が高い。また、銀行法施行規則案第 14 条の 11 の 3 において記載された「重要なもの」と同規則案第 13 条の 7 において記載された「重要な事項」の差異が不明瞭。 証券取引法第 42 条及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 1 項に定める証券業務に関する証券会社の禁止行為にも、「重要事項の告知の不作为」は含まれていない。 以上のことから、以下の通り修文して頂きたい。 「顧客に対し、銀行が営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について説明を行わず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為」</p>	<p>当該規制は、顧客保護の観点から、銀行が「顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為」を禁止する趣旨であり、その旨を明確化するため規定振りを修正しました。</p>
<p>規則第 14 条の 11 の 2、第 14 条の 11 の 3 で云う「不当に」とは、優越的地位の乱用、抱合せ販売等、独占禁止法において規定する「不公正</p>	<p>独禁法における「不公正取引」を参考とした上で、銀行業務の適切な運営の観点から判断することになります。</p>

取引」を参考に判断すればよいのか。即ち、独禁法に準拠した遵守体制を求める規定と理解すれば良いのか。	
一定のキャンペーン期間中に、投資信託の購入と預金の設定を同時に行った顧客に対して、当該預金の金利を通常より高めに設定することは、「不当に取引を行うことを条件とするものではないもの」と理解してよいか。	左記の行為は、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用に該当しないものと考えられます。
外貨預金または仕組預金の預入と、その原資とするための借入れの双方の取引を希望する顧客に対して、それらの取引に応じることは、不当に取引を行うことを条件とするものでないものとして理解してよいか。	顧客の希望により行う取引であれば必ずしも抱き合わせ販売や優越的地位の濫用に該当しないものと考えられますが、契約意思の確認のため、必要な情報が的確に提供されることが前提となります。

○施行令第5条（休日）、規則第15条（休日の承認の申請等）関係

<p>どのような場合に、「その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない」と判断し、承認をいただけるのか具体的な事例を示していただきたい。例えば、来店客数から勘案し、毎週水曜日を定休日とするなどの運営も、「顧客の利便を著しく損なわず」、「当座預金業務を営んでいなければ、原則として承認されると考えて問題ないか。</p> <p>特に、「その他の事情」および「業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないもの」について、何を指すのか、具体的基準や具体例を挙げて明確に示していただきたい。</p>	<p>その他の事情により、業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないとは、例えば、営業所の立地条件（住宅街、オフィス街、商店街等）や顧客層（個人中心、事業者中心）等により、平日には利用者が少なく、休業しても顧客利便を著しく損なうなどの業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことをいいます。</p> <p>本件について承認の申請があった場合、規則第15条2項に基づき、当座預金業務を営んでいないことのほか、内国為替を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないか、顧客の利便を著しく損なわないか、について審査することとなります。</p> <p>なお、「顧客の利便を著しく損なわないこと」とは、例えば、営業所に併設するATM等を休業する法定の時間帯に稼働させることや当該営業所の近隣の営業所で同様のサービスの提供が受けられることなどが想定されます。</p>
<p>銀行の営業所の休日については、承認によるものではなく、各銀行の自由とすること。</p> <p>銀行の休日は、8月13日から15日、12月29日、30日、1月4日を追加すること。</p>	<p>銀行の休日については、決済システムや経済活動に広く影響を及ぼすものであり、慎重な対応が必要と考えます。</p>

○規則第16条（営業時間）関係

<p>新たに追加された「その他の事情」とは、どのような事情を想定しているのか。営業時間の変更事由が従前より緩和されたとして理解してよいか。</p> <p>第3項第1号に規定する「その他の事情」とは、特殊事情でなくとも、2・3号を前提に、各行の業務遂行上合理的な説明が可能な範囲の事情（例えば、住宅街・オフィス街・商店街等の地</p>	<p>その他の事情とは、例えば、営業所の立地条件（住宅街、オフィス街、商店街等）や顧客層（個人中心、事業者中心）等により、例えば、日中の特定の時間帯には利用者が少なく、窓口を閉めても顧客の利便を著しく損なうなどの業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合をいいます。</p>
--	--

<p>域特性、住民特性に対応した営業時間設定等)が含まれると理解してよいか。また、上述例が該当するか否かにかかわらず、ここでいう「その他の事情」とは具体的に何を指すのか具体的基準や具体例を挙げて明確にしてください。</p>	
<p>第3項第2号に規定する「顧客の利便性を著しく損なわないこと」とは具体的に何を指すのか具体的基準や具体例を挙げて明確にしてください。</p>	<p>例えば、営業所に併設するATM等を休業する法定の時間帯に稼働させることや当該営業所の近隣の営業所で同様のサービスの提供が受けられることなどが想定されます。</p>
<p>規則第16条第4項において、「営業時間の変更をするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない」と従来より規定されているが、改正後の施行規則第16条第3項の「その他の事情」により営業時間の変更をするときには、「顧客の利便性」を考慮すれば、実施前に相応の期間をおいた掲示が必要であると思われる。この場合、どの程度の期間掲示すれば、「顧客の利便性を著しく損なわない」と判断されるのか、何らかの基準があれば明示していただきたい。</p>	<p>営業所の状況にもよりますが、原則として3週間以上前に店頭掲示を行う必要があると考えられます。</p>

○規則第17条の3第2項第1号の3（銀行の子会社の範囲等）関係

<p>「銀行業を営む外国の会社」（以下「外国銀行」）と「銀行の子会社」（以下「子会社」）との間に資本関係等何らかの関係が必要か。それとも、子会社の親会社である本邦の銀行と全く無関係の外国銀行に対しても、条文記載のサービスを提供できるのか。また、外国銀行には、資本金額、信用格付、所在国での銀行免許の有無等の点において、何らかの資格要件があるのか。</p>	<p>外国の会社との資本関係や当該会社について特定の資格は要求されていません。 ただし、顧客保護に欠けるおそれのある者のために媒介を行うことは不適切であると考えられます。</p>
<p>国内において営む場合に許される、「有価証券の保護預かり、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務」（以下「有価証券の保護預かり等」）の「媒介」とは、上記の業務に関して既に契約関係があり、そのもとで個別の執行行為についてサポートを与えるような行為のみではなく、外国銀行と何らの契約関係もない国内の機関投資家に対して、当該外国銀行との間における上記業務の提供のために新規にセールス及びマーケティング活動を行い、上記業務の提供に係る契約の締結を勧誘する行為も含むものと考えてよいか。具体的には、</p>	<p>一般的に、媒介とは他人の契約の成立のために尽力をする行為であり、規則第17条の3第2項第1号の3では、国内の顧客と外国銀行との間で「有価証券の保護預かり等」の「媒介」を行うことについて規定しています。 お尋ねの具体的な行為についてはいずれも、原則として、規則第17条の3第2項第1号の3にいう業務の媒介に該当すると考えられます。ただし、顧客との折衝については、それが代理と誤認されないための注意が必要となります。 また、最後段の「それ以外の行為」がすべて媒介にあたるか否かは、個別の事例に即した判断が必要になると考えられます。</p>

<p>下記のような行為を行えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見込み顧客への訪問</li> <li>・外国銀行による有価証券の保護預かり等のサービスに関して、子会社自身が勧誘資料を作成すること</li> <li>・カストディ契約のドラフトの作成及び見込み顧客への提示</li> <li>・契約文言についての顧客との折衝</li> <li>・有価証券の保護預かり等のサービスの手数料水準についての顧客との折衝</li> <li>・有価証券の保護預かり等に係わる新規サービスについての顧客宛案内の交付及び送付</li> </ul> <p>国外でのみ認められる「代理」業務とは、代理であることを表示して子会社の名前で契約締結することを含め、本人である外国銀行からの授權の範囲内で、本人と同等の権限を有する場合と考え、それ以外の行為は媒介であるという区別でよいか。</p>	
<p>子会社と外国銀行との間の媒介委託契約の準拠法は日本法又は外国法のいずれでも可能でしょうか。</p>	<p>本規定は、銀行の子会社の業務範囲を定めるものであり、当事者間の契約を規定するものではありません。</p>
<p>当該媒介業務を行うために子会社の体制整備等に関して、留意事項はあるか。子会社が、外国銀行とノウハウの提供を受けるためのライセンス契約を締結したり、外国銀行からの出向者を受け入れることは可能か。</p>	<p>本規定は、銀行の子会社の業務範囲を定めるものです。銀行の子会社の体制については、一般的に、法令等遵守態勢等及びリスク管理等の観点から整備が図られる必要があると考えます。なお、お尋ねのようなことは可能です。</p>

○規則第 17 条の 6 第 1 項第 11 号（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）関係

<p>「やむを得ない事由」として、どのような場合を想定しているのか。例えば、銀行が保有する優先株について、銀行の請求により普通株へ転換する場合も、これに含まれるという理解でよいか。</p>	<p>具体的には、銀行又はその子会社の取引先である会社に係る合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の優先株式を経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために普通株式に転換する場合等を想定しており、その旨を明確化するため修正します。</p>
--	--

○規則第 19 条の 5（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）関係

<p>「特に重要なもの」については、金融庁長官が別途定めると理解してよいか。</p>	<p>「特に重要なもの」のうち、自己資本比率に関する事項については、バーゼルⅡ第 3 の柱を踏まえ、別途定めます（3 月 31 日、金融庁告示案「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」を公表しています。）。</p>
--	--

○規則第 34 条の 2 第 2 項第 1 号（銀行議決権保有届出書の提出等）関係

<p>「十五日から五日を経過した日（当該日が銀行議決権大量保有者となった日から一月を経過</p>	<p>銀行議決権大量保有者となったことを知った日から五日（日曜日及び令第十五条の二に規定</p>
--	--

<p>した日) 」とは、どのような日を意味しているのか。</p>	<p>する休日の日数は、算入しない。) を経過した日又は銀行議決権大量保有者となった日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となった日から一月を経過した日前である場合にあっては、銀行議決権大量保有者となった日から一月を経過した日) のいずれか早い日を想定したものであり、そのように規定振りを修正します。</p>
----------------------------------	---

○規則第 34 条の 32 関係 (銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

<p>商工会及び都道府県商工会連合会が銀行代理業の許可を取得する場合、全国団体である全国商工会連合会にて一括して許可取得が可能なようにすべきである。</p>	<p>銀行代理業の許可の申請に際して、全国商工会連合会が代理人として各財務(支)局に許可を申請することを妨げるものではありませんが、銀行代理業の許可は各商工会等に個別に与えられることとなります。</p>
<p>【規則第 34 条の 32 第 2 号イ、第 34 条の 39】          役員の兼職先の「所在地」まで記載が求められているが、他の業法と比較して規制が厳しいと考えられるので、記載不要としてもらいたい。特に、規則第 34 条の 39 の規定により、当該所在地の変更は届出が必要となるが、特に海外の兼職先の所在地変更まで逐一把握するのは困難である。</p>	<p>役員の兼職先を把握する上で基礎となる事項であり、必要な記載事項であると考えます。</p>
<p>銀行代理業者の親子法人等の役員名の記載が求められているが、他の業法と比較して規制が著しく厳しいと考えられるので、記載不要としてもらいたい。特に、規則第 34 条の 39 の規定により、当該親子法人等の役員の変更は届出が必要になるが、銀行代理業者の直接の支配下でない「親法人等の子法人等」、とりわけ海外のグループ会社の役員の変更について、逐一情報を集めるのは極めて困難である。</p>	<p>申請者の親法人等・子法人等の全ての役員の役職名及び氏名を記載事項とすることに替えて、代表者の氏名のみを記載事項とするよう修正します。</p>
<p>【規則第 34 条の 32 第 3 号、指針Ⅷ-3-2-1-1(2)ロ】          銀行代理業者が預金の口座開設事務の取扱事務のみを他に委託する行為は、銀行代理業の再委託に該当しないと理解してよいか。</p>	<p>個別事例に即して判断する必要がありますが、当該事務委託が銀行代理業者のために行われ、直接、所属銀行との間で行われるものでなければ、銀行代理業の再委託には該当しない場合もあり得るものと考えられます。</p>

○規則第 34 条の 33 (銀行代理業の業務の内容及び方法) 関係

<p>【規則第 34 条の 33 第 2 項第 2 号】          銀行代理業の許可基準において、インターネット専業銀行に対して、インターネット上のみで営業をする代理店は可能か。その場合に経験者を配置すべき営業所とは、サーバーの物理的所在地でなく、実質的な業務を行っている事業所となるのか。</p>	<p>インターネット上で銀行代理業を営むことは可能です。この場合の営業所とは、サーバーの設置場所ではなく、インターネット上で銀行代理業に係る業務を実際に行う施設を指します。          規則第 34 条の 33 第 2 項第 2 号は、Web サイト上で銀行代理業を営む場合を想定したもの</p>
---	---

<p>「電気通信回線に接続している電子計算機を利用して銀行代理業を営む場合」とは、インターネット関連企業等と提携しWebサイト上に代理店を設置する場合等を想定しているのか。その場合、許可申請に際しては、インターネット関連企業等（サイトの運営主体）が必要な財産的基礎や人的要件等を満たしているかどうかを審査されると理解してよいか。</p>	<p>です。この場合、銀行代理業の許可の申請者は、サイトの運営主体ではなく、Webサイト上で銀行代理業を営む者となります。したがって、サイトの運営主体に財産的基礎や人的要件等が求められることはありません。</p>
<p>誤認防止体制については、全銀協通達等に基づき、銀行が通常求められる誤認防止体制と同等と理解してよいか。</p>	<p>銀行に対し規則第13条の6の2で求める誤認防止措置と同様の措置が求められます。</p>
<p>誤認防止措置として、銀行代理業者のウェブサイトから所属銀行のウェブサイトに移る際に「所属銀行のウェブサイトに移る」旨の画面を表示することで足りるか。 インターネット上で銀行代理業を行うにあたっては、銀行代理業者のWebサイトであって所属銀行名が明らかにされた表示をしていれば誤認することを防止できると考えられるかどうか。</p>	<p>顧客が表示を確認したことが明らかとなるよう、例えば、説明を読んだことの確認を求めることが必要です。</p>
<p>【規則第34条の33第2項3号】 情報の管理体制については、銀行が個人情報保護法等において通常求められる情報管理体制と同等と理解してよいか。</p>	<p>個人情報保護法等において求められる情報管理体制に加え、規則第34条の47、第34条の48に規定する顧客情報の適正な取扱いが求められます。</p>

○規則第34条の34（許可申請書のその他の添付書類）関係

<p>【規則第34条の34第1項第5号関係】 「銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面」とは、具体的にどのような書面を想定しているのか。</p>	<p>「銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面」とは、例えば、所属銀行における研修の受講実績、貸付業務の業務経歴書、貸付業務に3年以上従事した者と同様以上の能力を有すると認められる者であることを証する資格・経歴書などを想定しています。</p>
<p>許可申請の際に、銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況および当該者の配置の状況を記載した書類を添付することとなっているが、銀行代理業の適正な業務運営や法令等遵守のための研修等に時間を要することから、業務開始までに研修を終了する見通しがある場合には可とするなど、弾力的な取扱いをしていただきたい。</p>	<p>銀行代理業の許可の申請を行おうとする場合には、あらかじめ銀行代理業に関する能力を有する者の確保が必要です。従って、原則として、能力を有する者を確保した上で許可申請書を提出していただくこととなります。</p>
<p>「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」における「営む銀行代理業に係る業務に関する十分な知識を有する者」については、銀行代理業に関する研修を受けた旨（今後研修を受ける予定を含む）を記載した書面でよいか。</p>	<p>銀行代理業として預金（除く当座預金）、為替取引、預金等担保貸付等を取り扱う場合における「営む銀行代理業に係る業務に関する十分な知識を有する者」については、例えば、所属銀行における研修の受講実績を記載した書面で足りります。</p>

<p>また、上記の書面が認められる場合、監督指針Ⅷ-3-2-1-2-3 (11) ①ロにおける「営む銀行代理業に係る業務に携わった経験を有する者の経歴」を記載する必要はないと理解してよいか。</p>	<p>また、監督指針Ⅷ-3-2-1-2-3 (11) ①ロは、銀行代理業として当座預金、預金等担保貸付以外の貸付けを取り扱う場合における「その営む銀行代理業の業務に携った経験を有する者」の確保の状況について記載したものであり、当該業務を取り扱わない場合には不要です。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 34 第 6 号関係】</b>          資産項目のうち、未収金と貸付金の減額要素として、貸倒引当金を計上するのであれば、個人といえども、建物、備品のうち償却資産については、法人税法の減価償却引当金に準じて、当該金額を減額すべきではないか。しかし、財産に関する調書を徴する目的が「求償」にあるのではなく、「信用」にあるのであれば、貸倒引当金も減価償却引当金も計上しないこととするのが相当ではないか。          土地及び建物の価格は、取得価格でなく「適正な評価価格に基づく算出価格」とされているが、住宅ローンのような「健全債務者」を救済するのが狙いであるならば、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地及び建物にあっては、「取得価格（契約書のコピーで確認できる。）に基づく算出価格」とするのが相当ではないかと考えます。</p>	<p>銀行代理業における費消・流用の防止等の適切な業務運営の確保、安定的・継続的サービス提供の確保等の観点から、財産的基礎における純資産の算出については、清算バランスを基本としています。          したがって、不良債権は資産から減額するとともに、不動産等は時価評価したものとします。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 34 第 9 号関係】</b>          「銀行代理業開始後三営業（事業）年度における収支及び財産の状況の見込み」とは、あくまで銀行代理業単体での収支等の見込みを指すと理解してよいか。それとも、兼業業務を含めた業者全体の収支等の見込みまで提出する必要があるのか。</p>	<p>許可の審査基準である財産的基礎を維持できる見込みがあるか否かを確認するために求めるものであり、兼業業務を含めた申請者全体のものです。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 34 第 11 号関係】</b>          個人代理店には適用されないという理解でよいか。</p>	<p>個人であっても使用人を有する場合には適用されます。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 34 第 14 号関係】</b>          添付書類として、銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取り図及び防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む間取図を提出することとされているが、防犯・警備状況については、金銭、有価証券の取扱いの有無、預金・貸付の代理・媒介等の業務の態様に応じて必要とされる犯罪防止措置で足りる、との理解で良いか。</p>	<p>銀行代理業者が営む銀行代理業の業務の態様に応じて、犯罪を防止するために必要な措置が講じられているか否かを確認することとなります。</p>
<p>「当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所」とあるが、所属銀行において定める、銀行代理業全体に関する統括部署の名称を記載する、ということも可能か。          「銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行</p>	<p>「銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所」とは、銀行代理業者の日常的な指導監督を行う所属銀行の営業所・部署をいいます。          所属銀行の本部の統括部署で指揮することを妨げるものではありませんが、この場合には、銀行代理業者に対する日常的な指導監督（所属</p>

<p>の営業所の名称」につき、本部の代理店統括部署が指揮する場合には、当該部署の名称を記載するという事によい。</p> <p>この記載を求める趣旨が、一律に銀行代理業者に近接する地域に存する所属銀行の営業所にて当該銀行代理業者を指揮することを求めるものであるとすれば、担い手拡大という銀行法改正の意義は大きく失われることになりかねない。よって、この記載を求める趣旨は、一律に銀行代理業者に近接する地域に所属銀行の営業所が存することを必要とするものではなく、銀行代理業者への指揮につき実効性のある体制の整備との理解によい。</p>	<p>銀行における銀行代理業者に対する顧客からの苦情の適切かつ迅速な処理等を含む。) について実効性のある体制が整備されているかを確認することとなります。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 34 第 15 号関係】</b></p> <p>添付書類として銀行代理業に係る業務を定めた定款、または事業目的への追加に係る株主総会の議事録を提出することとされているが、定款上は「銀行代理業」と規定されていることを要せず、例えば、「金融関連業」等の規定で足り、との理解でよい。</p> <p>上場企業が株主総会で定款を変更するとすると、通常、最長で1年間を要し、その間、銀行代理業の申請が困難となる。</p>	<p>銀行代理業に係る業務が「金融関連業」に含まれるか否かは、当該法人の定款の他の事業目的の記載内容等の客観的事情も含めて判断されるべき事項であります。</p>

○規則第 34 条の 35（委託契約書の案の記載事項）関係

<p><b>【規則第 34 条の 35 第 1 項第 4 号関係】</b></p> <p>平成 11 年金融監督庁告示第 10 号第 1 条第 4 項ホにより禁じられている代理店の施設外営業の禁止は、施行規則の「委託契約書の案に記載すべき事項」の改正により解除（当該規制の廃止）される、との理解でよい。</p>	<p>代理店契約書の案の記載事項を定める平成 11 年金融監督庁告示第 10 号第 1 条は削除し、新たに規則第 34 条の 35 において銀行代理業に係る業務の委託契約書の記載事項を定めています。</p> <p>ここでは銀行代理業者の施設以外の場所において銀行代理業を行うことを禁止する規定を設けることを求めています。これは、銀行代理業者が営業所又は事務所の外で銀行代理業を行うことを可能にする趣旨です。</p>
<p>規則第 34 条の 35 第 1 項第 4 号イ中、「自己若しくは当該所属銀行及び当該取引先以外の他者のために利用する行為」とあるが、禁止される規定の範囲としては、自己、当該所属銀行及び当該取引先の 3 者以外の他者のための行為と理解すればよいのか。</p> <p>また、同号イ中、「所属銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項」とは、規則第 34 条の 48 第 1 項中の「非公開金融情報」及び第 2 項中の「非公開情報」に含まれるのか。仮に含まれる場合でも、規則第 34 条の 48 第 1 項及び第 2 項中の「同意」を顧客から得ればよく、委託契約書の案への記載には影響を及ぼさないと</p>	<p>所属銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属銀行及び当該取引先以外の者に漏洩し、又は自己、所属銀行、当該取引先以外の者のために使用することを禁ずる趣旨です。</p> <p>また、第 34 条の 48 第 1 項中の「非公開金融情報」及び第 2 項中の「非公開情報」を含み、信用情報機関から提供を受けた情報の目的外利用等を除き、規則第 34 条の 48 第 1 項及び第 2 項中の「同意」を顧客から得て、その使用目的の範囲内において、自己若しくは当該所属銀行及び当該取引先以外の他者のために利用することは可能です。</p>

理解してよいか。	
○規則第 34 条の 35 第 4 号口 グループ内の証券会社に代理店業務を行わせる場合、その手数料に関し市場相場が未だ存在しない為、役務提供の観点から各代理店との個別契約の中で合理的に決めていくことでよいか。	アームズ・レングス・ルールは、市中の諸銀行が設定する条件ではなく、委託元銀行における同種及び同量の取引を同様の状況下で行う場合に設定する条件に照らして判断するものです。したがって、委託元銀行は、自らが同種及び同量の取引を同様の状況下で行う場合に設定する条件に照らして合理的な水準となるよう、手数料を決める必要があります。
金融機関との代理店契約の締結にあたっては、商工会及び都道府県商工会連合会の全国団体である全国商工会連合会と、金融機関とが基本事項につき包括的な合意書を締結し、必要に応じて、各商工会と金融機関とが定型的な契約を締結することを認めること。	金融機関と個々の代理業者の間で所定の有効な契約が締結されている必要があります。
第 34 条の 35 第 1 項第 5 号の事項には、具体的に何を記載すればよいか。	「現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する銀行代理業者の責任に関する事項」とは、顧客から現金、有価証券等の財産の交付を受けることの可否、所属銀行との間の現金等の受渡しの方法、過不足が生じた場合の賠償に関する定めなどをいいます。

#### ○規則第 34 条の 36（財産的基礎）関係

地方公共団体については、いかなる規模の団体であっても、財産的基礎を有すると看做すのか。また、かかる者に代理店を委託する場合は、認可に当たっての要件・基準はいかに考えるのか。	銀行代理業の許可の審査において、地方公共団体は財産的基礎を満たすものとして取り扱います。その他の基準については、他の申請者と同様です。
郵政民営化に伴い、簡易郵便局における銀行代理業の許可はみなし許可とされているが、みなし許可申請時に再受託者の資産がマイナスであったとしても、銀行代理業開始後三営業年度の収支及び財産の状況をみてプラスが見込まれる場合は銀行代理業を認めるべきである。	財産的基礎は、銀行代理業の費消・流用の防止等の適切な業務運営の確保、安定的・継続的サービス提供の確保の観点から求めるものです。現行の簡易郵便局におけるみなし許可の前提となる実施計画の認可の審査においては、これまでに行われてきた貯金業務の実施状況等も考慮することとなります。
財産的基礎を有するとみなされる者に関する記述中、「その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者」とあるが、どのような者を想定しているのですか。	「その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者」とは、例えば、第 1 項の金額基準を満たしていなくても、銀行代理業の費消・流用の防止等の適切な業務運営の確保、安定的・継続的サービスの提供を確保するという財産的基礎を求める趣旨を踏まえ、第 1 項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者があり得ると考え、規定したものです。
財産的基礎を有するとみなされる者に関する記述中、「純資産が正の者」とされているが、	貴見のとおり、修正することとしました。

これを「純資産が負でない者」とすべきである。

○規則第 34 条の 37 関係（銀行代理業の許可の審査）

<p>【規則第 34 条の 37 第 3 号関係】</p> <p>「必要な知識経験を有する者の確保」とは、代理店業務に参入する際の一要件である「人的構成等に照らして、銀行代理業務を的確・公正・効率的に遂行できる能力及び十分な社会的信用を有する」要件を満たしていれば、銀行業務従事経験が必須とされるものではないとの認識でよいか。</p> <p>求められる「知識経験」は、銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき、支障を及ぼさないために必要なものであり、例えば研修（当初は所属銀行による代理店研修、その後は所属銀行による研修を受けた代理店研修担当による社内研修）の受講により「知識」や「経験」を習得したことが確認できれば、銀行代理店の担い手を拡大させるという法の主旨からも、必ずしも銀行業務従事経験が必須とされるものでないと思料する。</p>	<p>銀行代理業として預金（除く当座預金）、為替取引及び資金の貸付け（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものに限る。）を取り扱う場合には、貴見のように所属銀行による研修の受講等により知識を習得したことで足り、実務経験までは求められていません。</p> <p>他方、当座預金及び上記以外の資金の貸付けを取り扱う場合には、業務の内容に応じた一定の実務経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者の確保が求められています。</p> <p>なお、実務経験については、銀行での従事経験を必須としているものではありません。</p>
<p>「特別銀行代理行為」を行うに当たっては、規則第 34 条の 37 第 3 号ロ（1）～（3）において、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」が責任者及び統括責任者になることとされているが、それぞれ、具体的にはどのような者をいうのか。</p>	<p>営む特別銀行代理行為の内容に応じて求められる知識及び経験について、資格及び業務経歴に照らして判断することとなります。</p>
<p>規則第 34 条の 37 第 3 号ロの規定によれば、本店（もしくは 1 営業所）限りで「銀行代理業」を営む場合には責任者だけを置けばよく、統括責任者を置く必要はないと解してよいか。</p> <p>統括責任者を置く必要があるのは、2 以上の営業所を持つ法人だけでよい、との理解でよいか。</p> <p>また、主たる営業所には銀行代理業を行う窓口を置かず、2 以上の支店等に銀行代理業を行う窓口を開設している法人の場合、主たる営業所には統括責任者を置く必要はあるのか。</p>	<p>複数の営業所又は事務所を有する銀行代理業者が主たる営業所等（本店）のみで銀行代理業を行う場合には、当該営業所等に責任者を置けば足りませんが、従たる営業所等のみで銀行代理業を行う場合には、当該従たる営業所等に責任者を、主たる営業所等（本店）の銀行代理業を統括する部署に当該従たる営業所等を指揮する統括責任者を配置することが必要となります。</p> <p>なお、一の営業所等しか持たない場合には、統括責任者を置く必要はありません。</p>
<p>銀行法施行規則第 34 条の 37 では、銀行代理業者が事業の用に供する貸付商品（規格化された商品で審査には関与しない）を取扱う場合、その上限が 1,000 万円とされており、また、当該商品の取扱う営業所等に貸付業務を 1 年以上経験した者 1 名以上を配置することが規定されていますが、申請者が保険会社である場合を除くとされています。</p> <p>このため、保険会社が銀行の「事業の用に供する規格化された商品（審査には関与しない）」</p>	<p>事業の用に供するための規格化された貸付商品であっても、兼業による弊害のおそれを効果的に防止するとの観点から、1 年の実務経験を求めることとしたものです。</p> <p>保険会社については、保険業法において貸付けを業として行うことができることから、現行の銀行代理店制度同様、貸付けについて、兼業による弊害を防止する観点からの制限を設けないこととしています。したがって、保険会社が規格化された貸付商品を取り扱う場合には兼業</p>

<p>の代理あるいは媒介を行う場合には、貸付金額の上限や各営業所等への経験者の配置といった措置は審査の要件として適用されないということとよいか確認させていただきたい。</p>	<p>による弊害防止のための上限規制は課さないこととするよう修正します。</p> <p>なお、保険会社においても、規格化された貸付商品以外の貸付けを取り扱う場合には、責任者として実務経験者を配置する必要があります。</p>
<p>「審査に関与しない」とは、審査の決定権がないことと理解してよいか。</p>	<p>契約の可否の判断や契約条件の設定に関与しないことが含まれます。</p>
<p>【規則第34条の37第1項3号イ関係】</p> <p>「事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約」とは、当該貸付商品が広く普及し、一般の消費者が商品の概要を理解していると考えられる貸付商品に係る契約であって、具体的にはほとんどの金融機関が取扱っている「住宅ローン・自動車ローン・教育ローン」を指すと考えてよいか。</p> <p>なお、これら消費者向け商品であっても、証券化やデリバティブなどの新しい金融手法を用いた商品及び店舗併用住宅の建設資金に対する貸付のように、一部でも事業の用に供する住宅ローンは該当しないと考えてよいか。</p> <p>アパートローンが事業者向け貸付に該当するか否かについては、貸付の相手先が事業者（例えば不動産業者）か個人（個人事業者を除く）かで判断されると考えてよいか。また、個人が資産運用目的でアパートローンを借りる場合には、消費者向け貸付になると考えてよいか。</p>	<p>「定型的な貸付契約」とは、契約締結の可否や契約条件の設定の手続き等が定型化されているため、融資担当者の裁量の余地の乏しい貸付けをいいます。事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約には、基本的に、住宅ローン、カードローン、教育ローン、カーローンなど消費者向け貸付けが含まれます。</p> <p>個人向けのアパート建設や店舗併用住宅建設のための資金の貸付けについては、アパート建設の規模や反復継続性、貸付けの態様等個別事例に即して事業性が認められるか否かで判断することとなります。</p>
<p>例えば、銀行代理業者が主たる業務ではない兼業業務として既に営んでいる貸付け業務に従事した経験や、リース業務等を通じて企業財務に従事した経験は、「資金の貸付け業務に1年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>銀行、信金等の金融機関、法律の定めにより貸付けを業として行える者又は貸金業の登録を受けた貸金業者として貸付業務に従事した経験のほか、これと同等以上の能力を有すると認められる者については、資格及びその業務経歴に照らして個別に判断します。</p>
<p>「（資金の貸付け業務に一年以上従事した者と）同等以上の能力を有すると認められる者」には、例えば、銀行の窓口において、預金や為替の業務に携わりつつ、カードローンやフリーローン等の申込み受け付けを一年以上行った経験のある者等も含まれる（貸付け業務に「専任者」として携わった経験があることが要件ではない）と理解してよいか。</p> <p>「資金の貸付け業務に従事した者」とは、単に書類の取次ぎのみを行い、全く審査業務を経験したことがない者でもよいのか。貸付け業務といっても、その業務範囲は広く、どのような</p>	<p>貸付業務の専任者である必要はありませんが、銀行代理業として取り扱う貸付け業務の内容に応じた経験が必要です。</p>

<p>貸付け業務に携わった経験のある者が該当する のか確認したい。</p>	
<p>特別銀行代理行為から国債以外の有価証券担 保貸付も除外していただきたい。</p>	<p>預金の払戻しと同一視できるような裁量性の ない行為を除外するものであり、有価証券一般 を担保とした貸付は含めないこととしていま す。</p>
<p>特別銀行代理行為を行う場合にあっては、業 務の内容に応じて、所要の業務従事年数が必要 とされているが、この特別銀行代理行為とは、 具体的にはどのような行為をいうのか。</p>	<p>特別銀行代理行為とは、当座預金の受入れを 内容とする契約の締結の代理・媒介、資金の貸 付け・手形の割引を内容とする契約の締結の代 理・媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預 金等又は国債を担保として行う貸付契約に係る もの及び事業以外の用に供する資金に係る定型 的な貸付契約であってその契約の締結に係る審 査に関与しないものを除く。）をいいます。</p>
<p>「規格化された貸付商品」の定義において、 「財務情報の機械的処理」とあるが、家族構成 や住宅事情等の財務情報以外の情報もあわせて 機械的処理している場合も含まれると理解して よいか。</p>	<p>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者 に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸 付けの可否及び貸付条件が設定されることがあ らかじめ決められている貸付商品をいい、財務 情報とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需 要者の財務に関連するデータで、融資担当者の 裁量の働く余地のないものをいいます。 なお、規格化された貸付商品に該当するか否 かは、個別の内容に即して判断することとなり ます。</p>
<p>営利企業が、本業と異なり、CSRの一環と して、例えば美術館の建設する資金が必要な場 合には、事業の用に供する資金となるのか。ま た、有価証券投資のための資金は、事業の用に 供する資金となるのか。</p>	<p>営利企業に対する資金は、基本的に事業の用 に供する資金と取り扱われます。</p>
<p>【規則第 34 条の 37 第 3 号イ(2)・ロ(2)】 「法第 2 条第 14 項第 2 号に掲げる行為を行わ ない場合」と規定されているが、具体的にはど のような行為を想定しているのか。</p>	<p>当座預金の受入れを内容とする契約の締結の 代理又は媒介のみを行い、資金の貸付け又は手 形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒 介（第二条第十四項第二号に掲げる行為）を行 わない場合を指します。</p>
<p>「当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて 三年以上従事した者」には、当座預金業務に三年 以上従事した経験があるが貸付け業務の経験は 皆無である者（またはその逆の者）も含まれる と理解してよいか。 なお、(2)は貸付け業務の代理・媒介を行わない 場合であるにもかかわらず、貸付け業務の経験 が要件に含まれている理由は何か。</p>	<p>前段については、貴見のとおりです。 当座預金業務については、その業務内容に照 らし、事業者向け貸付業務の実務経験も加味し 得るものと考え、当座預金業務の実務経験のみ 3年のほか、事業者向け貸付業務の実務経験3 年又は併せて3年のいずれの場合でも要件を満 たすとしたものです。</p>
<p>特別銀行代理行為を営むために営業所の責任 者等に要求される「資金の貸付け業務」（銀行 法施行規則第 34 条の 37 第 3 号イ、ロ）の経験 については、銀行における資金の貸付け業務の 経験だけではなく、ノンバンクや保険会社にお</p>	<p>資金の貸付けの実務経験には、銀行や信金等 の金融機関のほか、法令に基づき貸付けを業と して行う者（例えば、保険会社）及び貸金業規 制法の登録を受けた貸金業者における貸付けの 実務経験も含まれます。</p>

<p>ける資金の貸付け業務の経験でもよいか。</p>	
<p>特別銀行代理行為のうち、「(1)及び(2)以外の場合」（銀行法施行規則第34条の37第3号イ(3)、ロ(3)）とは、①預金等担保貸付の代理・媒介、および、②消費者向けの定型ローンの媒介、③事業者向けの1000万円以下の定型ローンの媒介以外の資金の貸付けに係る銀行代理業を営む場合、及びこれに併せて当座預金に係る銀行代理業を営む場合という理解でよいか。</p>	<p>規則第34条の37第3号イ(3)、ロ(3)に該当する行為は、①事業以外の用に供する資金の貸付けの代理・媒介（預金等担保貸付け及び定型的な貸付契約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）、②事業の用に供する資金の貸付けの代理・媒介（預金等担保貸付け及び規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）です。</p>
<p>【規則第34条の37第3号ロ関係】 「責任者」や「統括責任者」は常勤者である必要があるか。仮に常勤者の場合、休みの際には代行者が必要となるのか。その場合、代行者の知識経験も問われるのか。</p>	<p>「責任者」、「統括責任者」はその職務の性質上、しかるべき常勤の役席であることが必要です。 当該責任者が休みの場合にも支障なく業務が遂行できる体制を整備しておくことが必要であり、その場合の代役も知識経験を有することが望ましいものと考えます。</p>
<p>「当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」とあるうちの『法令等』とは、『その営む銀行代理業の業務に係る法令等』という理解でよいか。</p>	<p>「法令等」とは、銀行代理業の業務に係る法令、法令に基づく行政官庁の処分、当該銀行代理業者の社内規則その他これらに準ずるものをいいます。</p>
<p>【規則第34条の37第3号ロ(1)、第6号ハ】 「保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合」として、具体的にどのような者を想定しているのか。</p>	<p>現在、保険会社以外で予定している事業者はありません。</p>
<p>一般事業会社である銀行代理業者が銀行の事業向けローンの媒介をすることは原則できないこととされる理由は、事業者向けローンは消費者向けローンに比べて、一般に融資条件が非定型的となり銀行代理業者の裁量の幅が大きくなりがちであるところ、銀行代理業者と所属銀行との間に利益相反が生ずるおそれや銀行代理業者の銀行代理業以外の兼業との関係で情実融資、抱合せ販売等の弊害が生ずるおそれがあるからであると聞いている。また、証券会社や外国証券会社は、一般事業会社と同様に、銀行のために事業向けローンの媒介を行うことは原則できないとする方向であると理解している。しかし、証券会社や外国証券会社は金融庁の監督の下、証券取引法のもとで厳格な行為規制が課せられており（証券取引法第46条等）、一般事業会社と同様の規制を課す必要はないと考える。したがって、証券会社や外国証券会社による銀行のための事業向けの銀行ローンの媒介を認めていただきたい。具体的には、銀行法施行規則第34条の37第6号ハの「その他金融庁長官が定める者」として、証券会社や外国証券会</p>	<p>貸金業規制法の登録を受けなくても各業法に基づき貸付けを業として行うことができる者以外については、証券会社を含め、本規定の適用にあたり同様に取り扱うことが適当であると考えます。</p>

<p>社が定められることを要望する。</p>	
<p>保険会社は規則第34条の37第3号口(1)については適用対象外となっているが、業として営業貸付や契約者貸付を行っている実態に鑑み、上限金額が10百万円超の規格化された貸付商品を取り扱う場合、並びに規格化された貸付商品以外を取り扱う場合についても、業務従事歴3年を定めた規定の適用対象外とすべきである。</p>	<p>保険会社は、保険業法上、貸付けを業として行うことが認められているため、銀行代理業として取り扱う貸付業務の内容に制限を設ける必要はないと考えることから、規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合には、金額にかかわらず貸付業務の実務経験者の配置は不要とするよう修正します。</p> <p>なお、保険会社であっても、規格化された貸付商品以外の貸付けを取り扱う場合には、営業所に貸付業務の実務経験者が配置されている必要があります。</p>
<p>「資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有する者」について、監督指針Ⅷ-3-2-2-2(1)では、「投資銀行業務担当者等として企業財務に従事した経験を有する者が該当する」と規定されているが、証券会社においては、例えば信用取引のための資金貸付業務（信用取引の審査・管理業務を含む。）や証券担保ローンの窓口としての融資の媒介業務、貸金業法に基づく金銭の貸借またはその媒介業務に従事している者は、これに相当すると考えてよいか。また、証券会社の支店の責任者（支店長）も上記業務の経験を有していれば、これに相当すると考えてよいか。</p>	<p>「同等以上の能力を有すると認められる者」については、その営む特別銀行代理行為の内容に応じて求められる知識及び経験について、資格及び業務経歴に照らして個別に判断することとなります。</p>
<p>預金だけを扱う、または、預金と貸付を行う等、営業所によって取り扱う業務に差異を設ける場合、営業所に配置する責任者及び統括責任者の要件は各営業所の取扱い業務毎に異なると理解してよいか。</p>	<p>銀行代理業を営む銀行代理業者の営業所ごとに配置を求める責任者については、その営業所で行う銀行代理業の内容に応じた能力を有する者であれば足りるものと考えます。また、統括責任者については、銀行代理業者が営む全ての銀行代理業に応じて求められる要件を満たしていることが必要です。</p>
<p>「資金の貸付け業務に従事した者」とは、銀行本体だけではなく、銀行代理店のみで資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介に従事した経験をもつ者も含まれることについて確認したい。</p>	<p>改正前の銀行代理店制度における代理店において、資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介に従事した実務経験も勘案されます。</p>
<p>「資金の貸付け業務に従事した者」の確保とは、実施店舗の全てに資金の貸付け業務に従事した者を配置することを義務づけられるものではないことについて確認したい。</p>	<p>銀行代理業者の銀行代理業として資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を実施する店舗にはすべて配置が必要です。</p>
<p>「銀行代理業に関する能力を有する者の確保」とは、そのような者を雇用することを義務づけられるものではなく、派遣や委任等の方法により、そのような者を確保することも認められることについて確認したい。</p>	<p>銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者は、その職務内容を踏まえ、銀行代理業者との間で雇用関係を有する必要があるとあり、派遣や委任の方法によって確保することは認められません。</p>

<p>「資金の貸付け業務に従事した者」は、同一人物が、雇用・派遣・委任等の方法により、複数の代理店のために兼任することを必ずしも排除するものではないことについて確認したい。</p>	<p>また、同一の者が複数の銀行代理業者の責任者を兼任することは認められません。</p>
<p>証券会社については、一定の要件のもとで、証券会社の内部管理責任者制度と同様に、小規模の営業店の責任者を他の営業店の責任者が兼務することを認めてもらいたい。</p>	<p>銀行代理業を営む営業所におけるその銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保するためには、責任者は他の営業所の責任者を兼務することはできないものと考えています。</p>
<p>証券会社の個人向け（消費者向け）の資金の貸付けの代理・媒介行為は、特別銀行代理行為に該当しないことから、責任者及び統括責任者については実務経験年数が不要と理解してよいか。</p>	<p>特別銀行代理行為は、当座預金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）を指すことから、個人向けの資金の貸付けであってもこれに該当する場合には、責任者及び統括責任者について実務経験が必要となります。</p>
<p>銀行代理業の許可基準「業務遂行能力」について、「当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者」に、金融指導実績のある商工会職員が該当すると理解してよいか。</p>	<p>銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であるか否かは、個人の業務経歴など個別事情に即して判断することとなります。</p>
<p>(1)の事業の用に供する規格化された貸付商品を取扱う場合の資格要件から保険会社が除外されているが、保険会社が規格化された貸付商品を取扱う場合の資格要件は何か確認させていただきたい。</p>	<p>保険会社が、規格化された貸付商品にかかる契約締結の代理又は媒介を行い、その契約の締結に係る審査に関与しない場合には、貸付けに関する十分な知識を有する責任者及び統括責任者の確保が要件となりますが、これらの者は実務経験者である必要はありません。</p>
<p>【規則第34条の37第3号ハ関係】  預金・為替取引の代理業務を銀行代理業者が行う場合、所属銀行との間で求められるオンライン処理の体制整備は必ずしもリアルタイムの処理を意味するものではなく、顧客の理解等を得ることを前提に、例えば、1日の実績をバッチ処理等により対応しても問題ないと考えてよいか。  「預金・為替業務の代理を行う場合のオンライン処理その他の適切な方法により処理」の「その他の適切な方法」とは何か。  銀行法第2条第14項第1号（預金業務）及び第3号（為替業務）に規定する行為を行う場合には、オンライン処理その他の適切な方法により処理するなどの銀行代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制整備が求められている。これに関し、銀行代理業において預金口座開設の媒介行為（勧誘行為、預金口座開設の申込書の受領・回収）を行うが、預金の受入れはせず、所属銀行が顧客から直接受け入れる場合</p>	<p>銀行代理業を営む営業所等において、勘定処理が生じない場合のほか、あらかじめ顧客に対し同意を得るなどによりトラブルが生じない体制が整備されていると認められる場合には、オンライン・リアルタイム以外の方法で処理することを妨げるものではありません。</p>

<p>には、銀行代理店にオンライン端末を配置するなどのシステム整備を行う必要はないと考えてよいか。</p> <p>(注) 生命保険代理店が生命保険契約の媒介をする場合、当該代理店は、申込書、告知書を顧客から受領するが保険料は顧客が保険会社に直接振り込んでいる。</p>	
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 3 号ホ関係】</b></p> <p>「人的構成、資本構成、組織等により、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれ」とは、具体的にどのような場合か。</p>	<p>本規定は、例えば、申請者自体は銀行代理業を専業で行うこととしているが、親法人・子法人等が他業を営む場合には、役員の兼職の状況や業務執行体制等によっては、利益相反行為等の弊害が生じ得ることを念頭に置いたものです。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 4 号、第 5 号関係】</b></p> <p>「十分な社会的信用」とは、「刑事罰や行政処分から 5 年を経過しない者でないこと」以外に「十分な社会的信用」を得ている者、もしくは得られていない者についての基準はあるか（例えば、上場企業、50%超の株が上場企業に保有されている企業、等）。あるならば明示して欲しい。</p>	<p>「十分な社会的信用」については、規則第 34 条の 37 第 4 号又は第 5 号に規定する事項に配慮して審査を行います。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 6 号関係】</b></p> <p>専業の銀行代理業者については、「消費者向け貸付の代理・媒介」だけでなく、「事業者向け貸付の代理・媒介」についても業務範囲に制限なく営むことができるという理解でよいか。</p>	<p>銀行代理業の専業者が取り扱うことができる貸付けの範囲には、兼業による弊害のおそれの観点からの制限はありません。</p>
<p>銀行代理業者が、その所属銀行（登録金融機関として他業証券業務を営む）の証券仲介業者を兼ね、当該銀行のために、銀行代理業に加えて証券仲介業を営むことは可能と考えてよいか。</p> <p>その場合、銀行代理業のほかには証券仲介業しか営んでいない場合であっても、当該代理業者は兼業業者とみなされ、本号の規定（兼業に係る業務範囲の制限）が適用されるのか。</p>	<p>銀行代理業者はその所属銀行の委託を受けて証券仲介業を兼業することは可能ですが、この場合、当該銀行代理業者は証券取引法に基づく証券仲介業の登録を受ける必要があります。</p> <p>また、証券仲介業は、銀行法第 52 条の 42 の規定による承認を受ける必要があります。この場合本号の規定が適用されます。</p>
<p>今回の制度設計においては、兼業業務を営む銀行代理業者における人的分離（兼業業務と銀行代理業に携わる人員の分離）は、一律の要件とはされていないと理解してよいか。</p>	<p>銀行代理業と兼業業務の人的分離を一律の要件とするものではありませんが、兼業業務の取引上の優越的地位の濫用が防止されているなど、銀行代理業を適正かつ確実に遂行できることが要件となります。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 6 号ニ関係】</b></p> <p>「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務」とは、貸金業者のことか。クレジット会社やリース会社は該当するのか。</p> <p>リース業について、多くのリース業者はクレ</p>	<p>信用の供与を行う業務とは、貸金業、保証業のほか、クレジットカード業、リース業等を想定していますが、リース業については、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるものでないもの」に該当する場合は多いものと考えられます。</p>

<p>ジットや割賦、ローン等を同時に営んでおり、貸金業登録を行っているが、「主たる業務」が物品賃貸業である総合リース業である場合には、上記の「利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるものでない」に該当するという理解でよいか。</p>	
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 3 号、第 6 号】</b>      取扱い可能な事業性貸付商品として、預金等担保貸付および規格化された貸付商品が認められているが、銀行代理業制度の運用に当たっては、銀行代理業者による利益相反や優越的地位の濫用等の状況をモニタリングしつつ、地域金融の安定および利用者保護の観点からの適正な業務遂行の確保に十分留意願いたい。</p>	<p>銀行代理業制度の運用に当たっては、利益相反や優越的地位の濫用等の状況のモニタリングに努めます。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 6 号】</b>      銀行法第 52 条の 61 第 2 項では、銀行等が銀行代理業を営む場合に、みなし銀行代理業者として適用される条文が列挙されているが、銀行代理業の許可基準である同法第 52 条の 38 は当該適用条文に含まれていない。      従って、銀行が銀行代理業を行う場合、同法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の適用がないことから、同法施行規則第 34 条の 37 第 6 号（事業の用に供するための資金の貸付け等）の制限はないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、法第 52 条の 61 第 1 項に規定する銀行等（銀行、信金、農協等の預貯金取扱金融機関をいう。）が銀行代理業として取り扱うことができる貸付けには制限はありません。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 6 号口関係】</b>      兼業承認基準における、社会的信用を損なうおそれがある兼業内容については、兼業の内容が法令に抵触しないこと、兼業と銀行代理業務との間において顧客情報の適正な取扱い、利益相反防止に関する内部管理体制が整備されていること等の基準を満たしていれば、銀行代理業が許可されるとの認識でよいか。      法律に則って設立・運営されている事業者であれば、十分な信用があると思料。</p>	<p>兼業承認の審査における規則第 34 条の 37 第 6 号口に規定する「兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること」とは、例えば、銀行代理業者が、善良な風俗や公共の平穩を損なうおそれのある業務、公序良俗に反する業務及び反社会的な業務などを兼業する場合が考えられますが、その判断に当たっては、当該兼業業務の性質及び態様、取引の相手方並びに社会に与える影響などを総合的に勘案することとします。</p>
<p>欠格者として暴力団構成員等を列挙していないが、銀行代理店の性格に照らせば、そのような者を欠格者として明記すべきではないか。</p>	<p>申請者が暴力団構成員等である場合は、法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当しないとして、許可を拒否することとなります。</p>
<p><b>【規則第 34 条の 37 第 6 号ハ関係】</b>      専業代理業者及び保険会社代理業者以外の銀行代理業者には、預金等担保貸付け及び規格化された貸付商品（審査に関与しないもの）以外の事業向け貸付は認めないという趣旨との理解でよいか。</p>	<p>銀行代理業の専業者及び保険会社が銀行代理業者である場合を除き、銀行代理業として取り扱える事業向け貸付けは、①預金等担保貸付け、②規格化された貸付商品（貸付けの金額が 1 千万円を上限とするものに限る。）であってその契約の締結に係る審査に関与しないものに限られます。</p>
<p>銀行代理業者が所属銀行の 100%子会社である</p>	<p>銀行代理業者が所属銀行の 100%子会社で</p>

<p>場合、又は所属銀行と銀行代理業者が同一持株会社の傘下にある場合には、所属銀行と銀行代理業者の利益は相反しない（あるいは利益相反が生じても追認される）と考えられるので、この許可要件に抵触しないと理解してよいか。</p>	<p>あること又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の傘下にあることをもって、規則第 34 条の 37 第 6 号ハに該当しないと取り扱われません。</p>
<p>地方公共団体等の公的法人や公益法人等の非営利法人に対する貸付（PFI を含む。）は、公共の又は公共性の高い事業への貸付であるため、「事業の用に供するための資金の貸付」には該当せず、所属銀行と銀行代理業者との間で利益相反の可能性がないものと理解してよいか。</p>	<p>貸付けの相手方の属性によって、銀行代理業者と所属銀行の利益が相反する取引が行われる可能性がないと判断することは困難であると考えます。</p>
<p>同号ハ中において、他に業務を営む場合には、事業の用に供するための資金の貸付けを行うことは認められていないものの、このうち、預金等担保貸付や規格化された事業用の貸付商品（限度額が 1 千万円を上限とするもの）を取り扱うことは適用除外とされている。この適用除外の範囲について、例えば、事業の用に供するための資金の貸付けであっても、銀行代理業者が銀行の委託を受けて、銀行が提示する貸付条件をそのまま事業者に伝達するような事務的な取次行為しか行わず、かつ契約の審査に関与しない場合には、所属銀行と銀行代理業者との間で利益相反の可能性がないものと理解してよいか。</p>	<p>個別事例に即して判断する必要がありますが、他に業務を営む場合には、事業の用に供するための資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介を行うことは、基本的に利益相反の可能性があるものに該当します。</p>
<p>「事業の用に供するための資金の貸付け」にはいかなるものが含まれるのか。</p>	<p>「事業の用に供するための資金の貸付け」とは、例えば、事業者（個人事業主を含む。）に対する設備資金や運転資金の貸付けが該当します。</p>
<p>「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である場合は、兼業を営む一般の銀行代理業者にかかる制限である、事業者向けローンの代理・媒介については、預金等担保貸付の代理・媒介のみを営むことができ、消費者向け貸付の代理・媒介については、①預金等担保貸付の代理・媒介及び②購入物品・購入物件担保貸付のうち、「規格化された貸付商品」の媒介のみを営むことができるという制限が付されるという理解でよいか。</p> <p>兼業業務として「資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務」を営んでいるが、それが主たる兼業業務でない場合は、兼業を営む一般の銀行代理業者と同様に、消費者向け貸付の代理・媒介を制限なく営むことができるという理解でよいか。</p>	<p>「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者が取り扱うことができる貸付けは、①預金等担保貸付けのほか、②事業以外の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと等、規則第 34 条の 37 第 6 号ニ(1)から(3)までのすべての要件を満たすもののみです。</p> <p>また、「資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務」を営んでいるが、それが主たる兼業業務でない場合は、規則第 34 条の 37 第 6 号ハの規定が適用されますので、事業以外の用に供する資金に係る貸付けについて兼業による弊害のおそれの観点からの制限はありません。</p>
<p>これまで貸金業者として行っている証券会社</p>	<p>証券会社を含む一般事業者については、所属</p>

<p>によるグループ銀行の為の、銀行が貸主となる対法人顧客の融資媒介は4月1日以降できなくなるとの解釈でよいか。（規格化された貸付商品の媒介を除く）</p> <p>また、上記のとおりであるなら、猶予期間を設けるなどの経過措置を講じていただきたい。（施行令・施行規則のサブ・コメ終了後の結果を得てからの対応では、具体的に組織変更等の手当ては到底間に合わないと思われる為。）</p>	<p>銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が1千万円を上限とするものに限る。）に係るもの以外は、事業の用に供するための資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うことはできません。</p> <p>ただし、銀行代理業は、銀行のために行うものであり、銀行取引の相手方（銀行の顧客）の委託のみにより、当該相手方のために行う行為は銀行代理業に該当しません。</p>
<p><b>【規則第34条の37第6号ニ関係】</b></p> <p>銀行代理業者となる証券会社が、貸金業の登録を行い、証取法上は証券会社の兼業業務として貸金業を営む場合であっても、証券会社の「主たる兼業業務」は証券業であるため、この規定には該当しない（利益相反の可能性がない）ものと理解してよいか。</p>	<p>貸金業規制法の登録を受けて貸付けを行う事業者であっても、貸金業が主たる業務に該当しない場合には、本規定（規則第34条の37第6号ニ）の適用はありませんが、規則第34条の37第6号ハの要件は満たす必要があります。</p>
<p>「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務であるとき」とあるが、証券会社が顧客に株式の信用取引を行わせるに当たって信用供与している場合にも該当するおそれがあるか。</p>	<p>証券会社については、基本的に、「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務であるとき」には該当しないものと考えます。</p>
<p><b>【規則第34条の37第6号ホ関係】</b></p> <p>優越的な地位を不当に利用して不利益を与える行為の基準があれば明確化してもらいたい。金融機関が既存の事業者の有する顧客ネットワークを活用することを目的として、銀行代理店が独自で顧客へ販売している商品（不動産賃貸・携帯電話等の通信機能・消費者ローン・住宅ローン等）の契約時に、当該商品に関わる決済用口座として委託元銀行の新規口座開設を同時営業する業務を受託することは、今回の法改正の趣旨に照らして妥当と思料するが、顧客利便性や顧客側の費用負担等で不利益が生じない場合は、代理店が兼業で販売する商品とともに銀行口座開設を営業する行為は、不利益を与える行為に該当するか。</p>	<p>例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものと考えます。【監督指針Ⅷ-3-2-2-4(6)】</p> <p>① 顧客に対し、銀行代理業として代理又は媒介する預金の受入れを内容とする契約（その他法第2条第14項各号に掲げる行為についても同様。以下②から④において同じ。）の締結に応じない場合には兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、預金の受入れを内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。</p> <p>② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、銀行代理業として代理又は媒介する預金の受入れを内容とする契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。</p> <p>③ 顧客に対し、銀行代理業に係る業務として行う業務の競争者と取引する場合には兼業業務の取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者（銀行及び銀行代理業者を含む。④において同じ。）と預金の受入れを内容とする契約を締結することを妨害すること。</p>

④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と預金の受入れを内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

ご指摘の例については、例えば、委託元銀行に口座を開設しなければ、兼業で販売する商品を提供しないことを示唆して、口座開設を余儀なくさせるなどの場合には優越的地位の不当な利用に該当し得ます。

#### ○規則第 34 条の 39（変更の届出）関係

「営業所等の廃止」につき、添付資料として「二 法人の登記事項証明書」が挙げられているが、ある営業所における銀行代理業務の取扱いを辞めるのみで当該営業所自体は（銀行代理業務以外の業務のために）残存するような場合については、不要として頂きたい。

営業所等の所在地に変更があった場合、法人の場合は登記事項証明書の添付が求められているが、個人の場合は、住所変更を証明する書類は添付する必要はない、という理解でよいか。

銀行代理業を営む営業所の設置、変更、廃止の届出の添付資料から登記事項証明書は削除するよう修正しました。

「役員の変更」について、添付書類に「法人の登記事項証明書」が求められているが、登記実務上、登記事項証明書は役員変更後 2 週間以内では間に合わないことが多い。このため、「これに準ずるもの」として、株主総会や取締役会の議事録が含まれることを確認したい（他の変更届出で、「法人の登記事項証明書」を求めているところも同じ。）

「これに準ずるもの」とは、例えば、外国法人が対象となった場合に法人の登記事項証明書がないため、これに準ずるものを想定したものです。

登記事項証明書の添付が求められている届出については、届出期間内に登記ができていないときは、株主総会や取締役会など必要な機関決定が行われたことを証する書面（議事録等）を添付して届出期間内の届出を行った上で、登記ができ次第、速やかに登記事項証明書を提出することが必要です。

「営業所等の廃止」について、添付書類に「廃止までの日程を記載した書面」とあるが、本届出は事後に行うものなので、営業所等の廃止までに講じた措置の記録を記載することになってしまうが、それでもよいか。

貴見のとおり、営業所等の廃止にあたり、顧客保護に配慮した手続きが行われたことを事後的に確認するためのものです。

別表中「銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更」の中段の「二」に「新たに常務に従事することとなった役員の氏名」とあるが、これは「新たに他の法人の常務に従事することとなった・・・」ではないか。

貴見のとおり、「新たに常務に従事することとなった役員の氏名」とは、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合を意味するものです。

別表の変更届出の添付書類にそれぞれ「理由書」が求められているが、例えば「役員の変更」や「子法人等の変更」等、特に理由がないものもあるため、「理由書」が必要な事項を限定していただきたい。

理由書は全ての届出に添付していただく必要があります。

○規則第 34 条の 41（兼業の承認の申請等）関係

<p>規則第 34 条の 41 第 2 項の規定では、具体的にどのような記載を求めているのか。</p>	<p>「銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないこと」が明確となるよう、業務執行体制のほか、顧客情報の適正な取扱い、抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等の弊害の防止等に関する内部管理体制の整備状況等を記載していただきます。</p>
<p>規則第 34 条の 41 第 3 項中「・第 34 条の 37 第 6 号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする」とあるが、「承認することができる」ではないか。</p>	<p>規定の趣旨が明確となるよう修正します。</p>

○規則第 34 条の 42（分別管理）関係

<p>分別管理については、銀行代理業者が、自己の財産であるか銀行代理業に係る顧客の財産であるかを直ちに判別できる状態で管理していればよいのであって、一定の期間内（例えば各営業日ごと）に所属銀行の所属店舗に現金等を移送する必要などはない（銀行代理店の設置場所について距離的制約は生じない）と理解してよいか。</p>	<p>銀行代理業者が銀行代理業に係る金銭等を顧客から受領する場合は、各営業日ごとに金銭等を移送する必要は必ずしもありませんが、所属銀行との間で確実に受払いが行われることを確保する必要があります。このため、所属銀行は、銀行代理業者との間の銀行代理業に関する金銭の受渡しの方法については、顧客保護、銀行の経営の健全性確保に支障がないよう適切な措置を講じることが必要です。</p>
<p>証券会社は、証券取引法で規定されている顧客資産の分別保管（顧客から預託を受けた金銭を顧客分別金として証券会社の固有財産と分別して保管する）と同様の管理を行う必要はないと理解してよいか（また、証券会社が、上記の分別保管をしても問題ないか）。</p>	<p>本規定で求める分別管理は、兼業業務における銀行代理業に係る金銭等の費消・流用を禁止し、所属銀行との間で確実に受払いが行われることを確保するための措置であり、証券会社が証券取引法で求められるものとは趣旨が異なります。</p>
<p>預金の受入れを媒介する場合には、銀行代理業者が顧客から金銭の預託を受けたのち、直ちに当該銀行代理業者が自己の預金口座から所属銀行の指定する口座への送金指示を行うことで、本条の要件を満たしていると理解してよいか。</p>	<p>預金の受入れの媒介において、金銭の預託を受けた場合、銀行代理業者は、自己の代理業専用の預金口座から所属銀行の指定する口座に速やかに送金するなど、迅速かつ確実な受渡しを行う必要があります。</p>

○規則 34 条の 43（明示事項）関係

<p>「同種の契約」とあるが、この同種とは具体的にどのようなものを指すのか、監督指針等で明らかにしていただきたい。</p>	<p>「同種の契約」とは、顧客が取引しようとする目的に照らし、預金であれば普通預金、定期預金等の別、貸付けであれば資金用途を同じくする目的別貸付商品（住宅ローン、マイカーローン等）や消費者向けカードローン等の別、為替取引であれば内国為替・外国為替の別により判断します。</p>
---	--

○規則第 34 条の 44（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）関係

<p>預金に関する情報提供については、規則第 13</p>	<p>ご提案については、説明義務の趣旨を踏まえ、</p>
-------------------------------	------------------------------

<p>条の3を準用するとされている。同条2項に規定する電子交付の方法は電子メールと閲覧ファイル方式に限られているが、証取法に基づく電子交付の方法（証券会社に関する内閣府令第29条の2等）と同様に、銀行代理業者のホームページに設けられた顧客の専用画面（顧客がパスワード等を入力して閲覧できる画面）に掲載し、閲覧に供する方法も認めていただきたい。</p>	<p>今後検討させていただきます。</p>
---	-----------------------

○規則第34条の45関係（預金等との誤認防止等）

<p>預金等との誤認防止措置における「書面の交付その他適切な方法」には、顧客への直接の書面交付だけでなく、店舗や窓口におけるポスター掲示も含まれるか。</p> <p>銀行代理業者がインターネット上で金融商品の販売と銀行代理業を併せて行う場合、インターネット上に、預金等と金融商品との誤認防止措置について、画面表示をすれば、「その他適切な方法」とみなされると考えてよいか。</p>	<p>「書面その他適切な方法」による預金等との誤認を防止するための説明においては、後日、説明を行った事実が確認できる方法を想定しており、店頭や窓口におけるポスター掲示のみでは説明には当たらないものと考えます。</p> <p>他方、インターネット上の画面表示において、顧客に対しクリックやダウンロードを求めるなど当該表示の確認を求める方法は含まれるものと考えます。</p>
<p>銀行代理行為を行う営業所の窓口は、兼業業務を行う窓口と分離する必要があるか。</p>	<p>銀行代理行為を行う窓口で兼業業務を行うことを妨げるものではありません。ただし、銀行代理業として預金等を取り扱う窓口において、非預金商品も併せ取り扱う場合には、当該窓口で非預金商品の取引を行う全ての顧客に対して、預金等との誤認防止のための説明を行う必要があります。</p>
<p>顧客保護のための措置である顧客への説明義務の一環として、「書面の交付」によりとあるが、インターネット専業銀行における口座開設業務受託時と同様に、パソコン・携帯電話等を利用したインターネットを介した交付方法でもよいか。銀行業務に関する他の書類の交付に関しては、インターネット回線を介した交付が認められており、代理店業務における書類交付についても、銀行法上で認められている範囲で、インターネットを通じた交付が認められるのが妥当と思料。</p>	<p>銀行に対する預金等の誤認防止の説明義務の規則第13条の5の規定の準用により「書面の交付その他の適切な方法」として、インターネットを介した説明も認められます。</p>
<p>「その他預金等との誤認防止に関し参考になると認められる事項」とあるが、当号の規定は、具体的には何を想定しているのか。</p>	<p>例えば、保険契約であること、有価証券であることの説明などが考えられます。</p>
<p>第1項の預金等との誤認防止措置がなされれば、第5項の規定は窓口を分けることを強制するものではないと理解してよいか。</p>	<p>規則第34条の45第5項の規定は、銀行代理行為を行わない窓口を、銀行代理行為を行う窓口と誤認されないための措置を講じることを求めているものであり、窓口を分けることを強制する趣旨ではありません。</p>
<p>証券会社は、通常、本業である証券業を行う営業員が銀行代理業務も合わせて行うこととなる。この場合、証券会社の営業員が、顧客のも</p>	<p>顧客訪問、電話、インターネット等で金融商品等の販売を行うケースでは、当該顧客に対しては銀行代理業を行っていない等により、預金</p>

とに訪問して証券営業を行う際は、第1項及び第2項は適用されないと考えてよいか。

(注) 証券会社の営業員は、証券営業が本業である。このため、金販法2条1項の金融商品を取り扱う可能性があるからといって、株式や国債を勧誘する都度(日々の営業の都度)、預金等との誤認防止措置を適用することは適当ではない。なお、当然のことながら、顧客に対し、金融商品販売法を充たすリスクの説明を行っている。

「第1項及び第2項の規定は、銀行代理行為を行わない窓口には適用しない」とある。この場合、証券会社においては、訪問のほか、電話又はインターネットにより金融商品の販売を行う場合は、この規定は適用されないと理解してよいか。銀行代理行為を行わない「窓口」とは、どのレベルを指すものなのか確認したい。「窓口」とは、施設を指すものなのか確認させていただきたい。例えば、銀行代理業者である保険会社の施設窓口において保険募集を行った際には預金との誤認防止が必要となるが、顧客を来訪しての保険募集は預金との誤認防止が不必要となるのか。また、銀行代理業とは関係ない保険代理店が、銀行代理業者である保険会社の保険契約締結の代理を行う場合は、預金との誤認防止は不必要となるのか確認させていただきたい。

銀行法施行規則第34条の45では、銀行代理業者が金融商品を販売する場合の顧客への誤認防止措置が規定されているが、同1項において業務の方法に応じて誤認を防止するための措置を講じることが求められていると解している。一方、同2項では、その説明すべき内容が規定されているが、例えば、銀行代理業の内容が、貸付業務の代理又は媒介に限定されているような場合においては、同項1号から3号までの内容を説明すること自体が不要と考えられる。また、例えば保険会社が銀行代理業者を兼務している場合、その保険販売に際して、当該内容を説明することの必要性が乏しく、かえって顧客を混乱させることになりかねないとする。したがって、同2項の説明は、銀行代理業の態様や銀行代理業者の主たる兼務業務の内容に応じて、その適用を限定するよう要望する。

等との誤認が生じるおそれがない場合には、誤認防止のための説明は必要ありませんが、当該顧客に対し、銀行代理業と金融商品等の販売のいずれも行う場合には、誤認防止の為の説明が必要となります。

なお、当該規制は、銀行代理業者に対するものであり、銀行代理業者でない保険代理店が銀行代理業者である保険会社の保険契約締結の代理を行う場合には適用されません。

保険会社が銀行代理業を兼営する場合、非預金商品を預金商品と誤認するおそれも排除し得ないため、当該規制の適用は必要なものと考えます。

○規則第34条の48(顧客情報の使用に係る書面による同意等)関係

銀行代理業を行う証券会社は、証券取引を行う顧客に対し、その取引実績・預り資産等の情

証券取引を行う顧客に対し、その取引実績・預り資産等の情報を利用して、預金等の勧誘を

<p>報に基づいて、所属銀行の預金の勧誘に関するダイレクトメールを送付する場合には、事前に、当該顧客からの同意を得る必要があるのか。</p>	<p>目的としたダイレクトメールを送付する場合には、あらかじめ顧客の同意を得る必要があります。</p>
<p>証券会社は、顧客の非公開情報に基づいて、当該顧客に対し、「銀行代理業」に関する勧誘を行う際には、事前に当該顧客からの同意を得る必要があるが、この非公開情報とはどのような情報か。</p>	<p>証券会社の役員又は使用人が職務上知り得た証券取引の実績、預り資産に関する情報その他の顧客の証券取引に関する公表されていない情報をいいます。</p>
<p>証券会社が、例えば、株取引を行っている顧客から預金商品の紹介を求められた場合、その時点で、同意（規則第34条の48第1項）を得ておけばよいか（この場合、預金の預入れの前であるが、包括的な同意を得ることによいか。）</p> <p>証券会社は、顧客の非公開情報に基づいて、当該顧客に対し、「銀行代理業」に関する勧誘を行う際には、事前に当該顧客からの同意を得る必要があるが、この同意は、包括的な同意を事前に一度得ておけばよいか。</p>	<p>顧客の求めに応じて、銀行代理業を行う場合は、その時点で同意を得ればよいものと考えます。</p> <p>また、顧客の同意に際しては、利用目的、情報の内容をできる限り特定する必要があります。なお、当該利用目的、情報の内容を超える場合には、あらかじめ同意が必要となります。</p>
<p>銀行代理業を行う証券会社等の事業法人において、書面その他の適切な方法による顧客の事前同意を得ないまま一人の（或いは同一の）担当者が「銀行代理業」と「兼業業務」とを兼任することは、顧客の非公開情報をそれぞれの業務に利用しなければ許されると考えてよいか</p>	<p>銀行法令上、一般事業者が銀行代理業を行う場合に、兼業業務の担当者が銀行代理業を兼任することが妨げられるわけではありませんが、顧客の非公開情報を同意なく他業で使用することはできません。</p> <p>また、証券取引法令上、銀行代理業のうち貸付けの代理又は媒介の業務と証券（仲介）業務の担当者間では、顧客の同意がない場合、顧客の非公開情報の授受そのものが原則として禁止される点に留意が必要です。</p>
<p>顧客情報の適正な取扱いにおいて「事前に書面による同意を得ずに」とあるが、インターネット専業銀行における銀行業務と同様にパソコン・携帯電話等のインターネット回線を介した同意取得でもよいか。</p> <p>銀行業務に関する顧客からの同意取得に関しては、インターネット回線を介したWeb上の同意をもって署名に換えることが認められているので、代理店業務における同意取得に関しても、銀行業務で認められている範囲内で、Web上での同意が認められるのが妥当と思料。</p>	<p>後日、同意を得た事実が確認できる方法を想定しており、監督指針Ⅷ-4-2-3(3)をご参照下さい。</p>

○規則第34条の55（特定銀行代理業者の営業時間等）

<p>特定銀行代理業者でない銀行代理業者の休日及び営業時間は法定されていないという理解でよいか。</p>	<p>当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理行為を行わない銀行代理業者の休日・営業時間は法定されていませんが、顧客利便の観点から、銀行代理業を営む営業所等ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示し、これに従った営業を行う必要があります（規則第34条の55第4項）。</p>
--	---

<p>特定銀行代理業者の休日は、「銀行と同様の休日の日とすることとする。」旨の記載があるが、営業時間については、代理店独自の裁量によるものという認識でよいか。インターネット専用銀行は原則として24時間365日の預金・為替業務受け付けとなっているが、代理店においても兼営する他業務の営業時間とは別に設定できるという認識でよいか。インターネット専業銀行の潜在顧客は、店舗を有する代理店を通じて口座開設や商品購入をすることができるが、ネット銀行の口座は、インターネット上のサービスの決済として利用されているケースが多いため、インターネット利用中に、ネット銀行の口座開設ニーズを認識する潜在顧客も多い。多様な顧客ニーズに十分対応することは、銀行単独あるいは店舗型の代理店では難しいため、法の主旨からも、インターネット上でのみ営業する代理店についても認められると思料する。</p>	<p>当座預金を取り扱う特定銀行代理業者の営業時間については、決済システムの安定性確保の観点から、規則第34条の55において午前9時から午後3時とされています。</p> <p>ただし、委託元銀行との委託契約に基づき、法定休日における営業や営業時間の延長は可能です。また、法定する営業時間を確保する限り、兼業する他業と別の営業時間に設定することもできます。</p>
---	---

○規則第34条の58（銀行代理業に関する帳簿書類）関係

<p>作成・保存を義務付けられている「総勘定元帳」「銀行代理勘定元帳」「銀行代理業に係る顧客に対して行った法第2条第14項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書類」とは、具体的にどのような内容のものか。代理業者自身が勘定処理を行わない場合、勘定元帳の作成は不要、という理解でよいか。</p>	<p>「総勘定元帳」及び「銀行代理勘定元帳」には、日々の勘定科目ごとの変動状況を記載し、「銀行代理業に係る顧客に対して行った法第2条第十四項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面」には、媒介の実績を記載する必要があります。</p> <p>また、銀行代理業者自身が勘定処理を行わない場合には、勘定元帳の作成は不要です。</p>
<p>帳簿書類について、証券仲介業と同様、所属銀行に帳票作成事務等を依頼し、銀行代理業者が管理することも可能として欲しい。</p>	<p>所属銀行に帳票作成事務等を依頼し、銀行代理業者が管理することは可能です。</p>

○規則第34条の59（銀行代理業に関する報告書の様式等）

<p>銀行代理業に関する報告書（別紙様式第18号並びに別紙様式第19号）に添付する財産に関する調書（別紙様式第16号）及び収支の状況を記載した書面は、3年に1度にしていただきたい。許可申請時に向こう3営業年度の財産及び収支の見込を提出するので3年毎でよいと判断する。</p>	<p>許可の基準である財産的基礎に適合しなくなったときは、許可の取り消し、又は銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとされており（法第52条の56第1項第1号）、監督の実効性を確保するうえで、継続的に財産的基礎を確認するために、毎年の提出が必要であると考えます。</p>
<p>復代理の場合、銀行代理業再委託者がとりまとめの上、報告を行うことも可能、との理解でよいか。</p>	<p>銀行代理業に関する報告書の作成・提出を所属銀行や銀行代理業再委託者が補助することを妨げるものではありません。ただし、当該報告書の提出先は、銀行代理業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長等であり、所属銀行や銀行代理業再委託者がその主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長等に再委託の受託者</p>

分を一括して提出することはできません。

○規則第 34 条の 63（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）関係

「銀行代理業者が行う法第 2 条第 14 項第 2 号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置」の「必要に応じて」とは、具体的にどのような場合か。	「必要に応じて」とは、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害防止、所属銀行の経営の健全性確保の観点から、貸付商品の内容等に照らして銀行による審査の必要性を判断します。
付随業務の代理が銀行代理業の対象外であることは明確として、付随業務（例えば金利スワップ）につき、同一グループ内の銀行から証券へ、（1）セールスの全てを移動させる、（2）セールス及びトレーダーの全てを移動させることも、業務の指導、法令遵守のための研修の実施、実施状況の確認・検証等の措置を講じ、人員を配置するのであれば許されるのか。	銀行が業務を第三者に委託するにあたっては、監督指針「Ⅲ－3－3－4 外部委託」に留意する必要があります。
規則第 34 条の 64 第 2 項第 2 号の規定で求められている記載事項は、第 1 項で求められている記載事項と同じものを求められている、との理解でよいか。	貴見のとおりです。
銀行代理業に係る「顧客情報の適正な取扱い」は、銀行代理業に関する場合のみ適用のあるもので、今回銀行代理業の対象外となった付随業務に係る媒介又は代理には適用がないとの理解でよいか。 例えば、証券会社がグループ銀行のスワップ取引の媒介又は代理を行う場合、当該業務を通して得た顧客の非公開情報を、他の証券職員と共有すること、及びその逆も可能と考えてよいか。	貴見のとおりです。 ただし、銀行代理業に付随する業務については、委託元銀行が委託先である銀行代理業者の監督について、顧客情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

○規則第 35 条（届出事項）関係

銀行代理業者に対し、所属銀行の決算公告やディスクロージャー誌の縦覧を開始した旨の届出を都度求めることについては、事務的に煩雑であり、その必要性も乏しいと考える。	ディスクロージャーに係る規制の実効性を担保する観点から、当該届出は必要と考えます。
「銀行代理業を委託する旨の契約の変更」に基づき届出が必要な場合は、規則第 34 条の 35 第 1 項第 1 号～第 9 号に掲げる事項の変更に限定する等、その範囲を限定して頂きたい。	銀行代理業の適切な運営を確保する観点から、その実態を把握する必要があるため、規則第 34 条の 35 第 1 項第 1 号から第 9 号までに限らず、銀行代理業の委託契約の変更は全て届出が必要です。
他の所属銀行に係る銀行代理業における不祥事件も届出義務があるのか。	銀行の業務の委託先において不祥事件が発生したことを知った場合の届出については、当該銀行が委託する業務に係るものでよいと考えますので、その旨を明確化するため修正します。
法第 10 条第 2 項に規定する業務に係る代理・媒介を委託する場合は、他の法令により規制を受ける場合を除き、本件届出を以って委託可能	銀行法令上、銀行の付随業務に係る代理・媒介については、委託元の銀行が届出を行えばよいこととなっていますが、当該業務を受託する

<p>と考えてよいのか。</p>	<p>ことが法令において許認可等の開業規制にかかっている場合は、当該法令に基づく手続きが必要です。</p>
<p>銀行法第11条、第12条に定める業務に関しては、銀行法第10条第1項の業務には該当せず、銀行代理店に係る法規制に服することはないが、他の法律に従って業務の代理は可能であり、かつ、その場合は、法第10条第2項業務とは異なり、銀行法上届出の義務もないと理解してよいのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>既に、銀行法第10条第2項に定める業務に係る媒介行為を行っている場合、法令施行日（4月1日）付で届出を行えばよいのか。</p>	<p>法令上、施行日において行われている付随業務の媒介についての届出義務はありません。</p>

### ○その他

<p>高利消費者金融業者の銀行代理店許可申請に対しては、改正法の定める許可基準を厳格に解釈し、貸付業務はもとより、預金受け入れ、為替取引等を内容とする契約の締結業務を含め、銀行代理店への参入許可を与えるべきではない。</p> <p>参入により考えられる具体的弊害は以下のとおり。</p> <p>①消費者が銀行と高利消費者金融業者とを混同することによる生じる弊害</p> <p>②低利の銀行融資を希望する消費者へ高利融資行われるおそれが生じる弊害</p> <p>③顧客情報の不正利用が行われるおそれが生じる弊害</p> <p>④預金の受け入れ業務の代理を通じ、本業の貸付金の優先回収を図ろうとするおそれが生じる弊害、</p> <p>これらの弊害を防止するため、顧客保護のための措置が改正法において講じられているが、いったんこれらの弊害が現実化した場合、消費者が受ける損害を事後的に回復することは極めて困難であることは明確である。</p>	<p>顧客保護等の観点から、許可の基準において、資金の貸付け等の信用の供与を主たる業務とする者が銀行代理業を営む場合には、銀行代理業として取り扱える貸付の内容を一般事業者の場合より限定しています（規則第34条の37第6号）。また、顧客情報の適切な取扱い、誤認防止措置等の行為規制や委託元銀行の責務の明確化等の必要な制度的措置を講じているところであり、法令に基づき適正な監督を行ってまいります。</p>
<p>銀行代理店の事業向け融資の、1千万円を上限かつ機械的な審査である定型ローンのみ、であるキャップを極めて早期に外すべきかと思う。99%を占める中小企業の資金繰りを考えると、「定性的評価」のウエイトが高まりつつある今日、まさに後退的発想であると思う。代理店を事業として真剣に考えている者から見ると、魅力のない使い勝手の悪い法改正である。現在の金融機関のレバレッジは客観的に見て限界がある。だから「代理店」が母体行の不足部分を保管する役目を担うことが目的の一つと理解</p>	<p>銀行法等の一部を改正する法律附則第42条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、これに基づき、検討してまいります。</p>

<p>している。参入する以上十分な経験を積んだ者が許可対象であるのは、こういう能力を備えているべきだ、という消費者側の評価もあるからだ。「代理店」が新規事業として成り立つように、もっと大胆に自由な活動ができるよう一刻も早い自由化を希望する。</p>	
<p>消費者利益保護の観点から、住宅ローンに限定した銀行代理業参入については、許可申請手続きの簡素化および窓口のとりまとめを行うべきである。</p> <p>具体的なご提案事項としては以下の2点である。</p> <p>①住宅ローンに限定した銀行代理業の許可申請については、統一書式を用意し、各銀行別ではなく全銀協・地銀協等の団体宛に許可申請を行う等、個別行毎に異なる書類を出す負担を軽減する措置を講じる。</p> <p>②複数銀行の相乗りを前提にした銀行代理店を早期に普及させるために、住宅ローンに関する汎用的な教育プログラム・認定試験・業務監査を適用する。</p>	<p>銀行代理業の許可に当たっては、顧客保護、決済システムの安定性確保等の観点を踏まえた上で、申請者の事務負担を可能な限り軽減すべく手続きを運用してまいります。</p> <p>ご提案事項につきましては、まずは、現行制度の実施状況を見極めてまいりたいと考えております。</p>
<p>今般の規制緩和にて、銀行代理店の担い手が拡大され、100%子会社規制が撤廃されたが、子会社等の関連会社の社員が、当該顧客に対し対面で銀行取り扱いサービスを説明し、口座開設申込書類（含む本人確認書類）・決済に関わる契約を授受することは可能か。</p> <p>委託先（代理店）が子会社であることにより、特段の承認基準や運用面での変更はないと思料。</p>	<p>銀行代理業の許可の基準（銀行法第52条の38）を満たしていれば、銀行の子会社等の関連会社が当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者となることは可能です。</p> <p>なお、銀行の子会社であっても、銀行代理業の許可の基準や運用面で他の事業者と違いはありません。</p>
<p>銀行代理業を許可され銀行代理店となった業者は、委託元銀行による業務指導を前提に「ATMでは取扱えない定型的な有人サービス」の範囲であれば、代理店自身の裁量によって銀行代理業の企画・立案・サービス提供を実施してよいか。</p>	<p>銀行代理業者が行う銀行代理業の範囲は、あらかじめ委託元銀行との間で締結する委託契約又は再委託契約に基づき、委託元銀行の業務指導・監督の下で行われる必要があります。</p>
<p>委託元銀行と銀行代理店間で締結する代理業委託契約において委託費用・成果報酬等は、銀行が消費者に対し口座開設時等の景品として支払う金額の規制とは異なり、特段の制限・設定値が無いという認識でよいか。</p>	<p>銀行法令上、銀行及び銀行代理業者に対する景品類の提供に関する規制はありませんが、銀行代理業者及びそのグループ会社等は、委託元銀行に対するいわゆるアームズ・レングス・ルールの適用に当たって規制対象となる特定関係者に該当するので、留意する必要があります（銀行法第13条の2、銀行法施行令第4条の2）。</p>
<p>銀行代理店に代理権限があり、代理店限りでの契約が可能という預金業務において、代理店で実施する口座開設業務許容範囲は委託元銀行にて実施する口座開設業務と同一のものであり、口座開設本人確認作業においても代理店内</p>	<p>本人確認法上の本人確認義務は同法上の「金融機関等」（同法第2条）である銀行本体（委託元銀行）に課せられますが、銀行代理業者において、委託元銀行のために本人確認書類の提示等を受けるなど適切に本人確認等が行われて</p>

で完結できるという認識でよいか。

銀行代理店における本人確認書類の授受については、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」に準ずるものであり本人確認書類の授受場所等を特段制限するものではないという認識でよいか。

銀行代理業者において既に本人確認済みで本人確認記録を保存している顧客が、銀行代理業者を通じて銀行口座を開設しようとする場合は、本人確認法施行令3条2項3号又は4号の規定により、既に本人確認済みの取引として、銀行代理業者は所属銀行のために再度本人確認手続きを行う必要はないという理解でよいか。

いれば、あらためて当該委託元銀行において本人確認を行う必要はありません。なお、本人確認法において、本人確認書類の授受場所等について特段の制限は設けられておらず、これは銀行代理業者が委託元銀行のために本人確認を行う場合も同様です。

仮に銀行代理業者における本人確認等が適切に行われていなかった場合には、本人確認法上、委託元銀行自身が本人確認法違反の責任を負うこととなります。

なお、委託元銀行が預金契約の締結を銀行代理業者に委託して行い、当該銀行代理業者が本人確認法上の「金融機関等」に該当する場合において、当該銀行代理業者（金融機関等）が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合には、当該委託元銀行は、当該銀行代理業者が当該顧客等について既に本人確認を行っていることを確認することにより、当該預金契約の締結を「本人確認済みの顧客等との取引」（同法施行令第3条第2項）として扱うことができます。

今般の規制緩和の対象である「ATMでは対応できない定型的な有人サービス」の一環として、百貨店・スーパー等の銀行代理店における提携キャッシュカード申込受け付けは可能か。

また、キャッシュカード・クレジットカードによるPOSレジ等（スーパーレジ等）によるキャッシングは、銀行代理店業務の規制対象ではないカードローン貸付となり制限されてしまうのか。

預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うことは銀行代理業に該当しますが、預金の受入れに際して提携キャッシュカードの申込受け付けを行うことは銀行代理業に該当せず、また、銀行代理業者が当該提携キャッシュカードの申込受け付けを行うことは可能です。

銀行のカードローン貸付の代理又は媒介を行うことは銀行代理業に該当し、許可を受ける必要があります。他方、銀行以外の者の貸付け及びクレジットの取扱いは、銀行法上の銀行代理業に該当しませんが、貸金業規制法等の関連法令の規制を受けることとなります。

当社では、保険業法98条1項1号、施行規則51条3号に基づく、「その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行」として、銀行の貸付業務（事業の用に供する規格化された商品で貸付の審査には関与しない）にかかる契約の締結にかかる業務の代理および事務の代行を行っております。今般の銀行法の一部改正等により、こうした保険業法上の認可を受けた者についても、改めて銀行代理業者として銀行法上の許可が必要になるのか確認させていただきたい。

また、銀行法の一部改正に伴う関係法令整備において、保険業法施行規則51条が改正され、保険会社の業務の代理・事務の代行の範囲に銀

銀行法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき、この法律の施行の際現に改正前の銀行法第8条第1項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者は、施行日において許可を受けたものとみなされますので、現に営む範囲の銀行代理業について、改めて改正銀行法に基づく許可を受ける必要はありません。

また、銀行代理業者として銀行法上の許可が必要とされる業務が、現に保険業法上の認可をとって実施している銀行の貸付業務の契約の締結にかかる業務の代理および事務の代行の範囲内であれば、改めて保険業法上の認可をとる必要はありません。

<p>行代理業追加されておりますが、仮に現に実施している銀行の貸付業務の契約の締結にかかる業務の代理および事務の代行が、銀行代理業者として銀行法上の許可が必要とされる場合、保険業法上の認可も改めて必要になるのか確認させていただきたい。</p>	<p>なお、新たに保険会社が銀行代理業として資金の貸付けの代理を行おうとする場合には、銀行法上の許可と保険業法上の認可の両方を受ける必要があります。</p>
<p>今般の政令・内閣府令の改正案については、金融機関業務の規制を緩和する一方で、我が国金融システムおよび地域経済の安定にも配慮した改正が行われており、基本的には賛同するものである。</p> <p>特に銀行等代理店制度の見直しに関しては、顧客利便の向上とともに、顧客保護の観点から、顧客に弊害が生ずることがないように措置が講じられており評価している。当局におかれては、措置されている様々な弊害の防止措置について、当該措置の検討の経緯等を十分に踏まえ、その趣旨を潜脱するような行為が行われることがないように、厳格・厳正に運用していただきたい。</p> <p>また、銀行等代理業者となり得る範囲が幅広いことから、弊害の防止措置の見直しにあたっては、十分なモニタリング等を経たうえで、検討に着手するよう強く要望したい。</p>	<p>銀行代理業制度の運用に当たっては、利益相反や優越的地位の濫用等の状況のモニタリングに努めます。</p>
<p>銀行代理業の場合、これを再委託することが認められているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B 銀行代理店と C 銀行代理店が同一の所属銀行（以下「本件銀行」という。）から、それぞれ銀行代理業の委託を受けている場合において、B 銀行代理店と C 銀行代理店が提携し、両者間で役割分担することにより、本件銀行のために共同で銀行代理業を遂行すること（一方が他方に対して銀行代理業の一部を再委託するケースとは異なる。）が禁止されていないことについて確認したい。</li> <li>・例えば、資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、（a）B 銀行代理店と C 銀行代理店が本件銀行から、それぞれ銀行代理業の委託を受けている場合において、（b）B 銀行代理店と C 銀行代理店が本件銀行のために共同で顧客に対してローンの案内を行い、（c）B 銀行代理店が顧客に対して個別にローンの説明を行い、顧客からローン申込みに要する各種書類を作成してもらい、（d）C 銀行代理店が当該書類のチェックを行い、不備があれば、（e）C 銀行代理店から本件銀行に対して当該書類を送付するという役割分担をする場合には、B 銀行代理店と C 銀行代理店の関係は、</li> </ul>	<p>委託元の銀行と各銀行代理者との間で締結する委託契約に基づき、銀行代理業者が行う銀行代理業の役割分担をすることを妨げるものではありません。</p>

一方が他方に対して銀行代理業を再委託しているのではなく、両者が共同で本件銀行のために銀行代理業を遂行していると考えられることについて確認したい。

(注) その他字句の修正に係るご指摘を踏まえ、必要な訂正を行いました。

## 2. 証券会社の行為規制等に関する内閣府令関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>行為規制等府令第10条第5号では、証券会社はその営業所を金融機関の営業所等と同一の建物に設置する場合に、顧客が当該証券会社を当該金融機関と誤認することを防止する措置を講じなければならないとされているが、これは、銀行法施行規則第34条の45第3項、第5項(銀行代理業者の営業所等の窓口に係る誤認防止措置)の規定を遵守すれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>当該規定は営業所で業務を営む場合に係るものですが、「証券会社向けの総合的な監督指針」(Ⅱ-3-5(3))を踏まえると、顧客に対する誤認防止の観点から、窓口に係る誤認防止措置だけではなく、顧客に対して商品・役務の提供主体等に係る十分な説明が必要と考えます。</p>
<p>上記府令第10条第16号での「非公開融資等情報」とは具体的にどのような内容の情報なのか。</p> <p>また、非公開融資等情報の定義中、前段の「当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」とは、「金融機関代理業務として勧誘又は取引した顧客が発行する有価証券について、一般の顧客の投資判断に影響を及ぼすもの」と理解してよいか。</p>	<p>非公開融資等情報としては、例えば、インサイダー情報に該当する公開されていない情報や、発行者の長期的な資金繰りに関する公開されていない情報等が該当すると考えられます。</p> <p>また、非公開融資等情報の定義のうち前段に係るものについては、そのような理解で結構です。</p>
<p>上記府令第11条第12号(非公開融資等情報の授受の禁止)に関して、証券業と金融機関代理業務を併せて行う者が、顧客から偶然聞くことにより非公開融資等情報を取得した場合には、その場で書面による同意を得れば、事前に顧客の書面による同意を得たことになるか。</p>	<p>当該規定にて原則禁止する非公開融資等情報の「授受」には、証券業に従事する者と金融機関代理業務に従事する者との間での非公開融資等情報のやり取りに加えて、(有価証券の発行者である)同一顧客に係る両方の業務に従事する者が非公開融資等情報を取得する場合も含まれると考えます。後者の場合、非公開融資等情報の授受を可能とするための「事前」の顧客の同意は、当該情報の取得までに得る必要があり、ご質問にある「同意」を「事前」の同意とみなすことは困難であると考えます。</p>

(注) その他字句の修正に係るご指摘を踏まえ、必要な訂正を行いました。

## 3. 保険業法施行規則関係

質問・意見	回答
<p>【規則第51条第4号関係】</p> <p>現行の保険業法施行規則第51条第3号に基づいて、現在保険会社が行うことのできる銀行等の「資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに</p>	<p>今回の改正案では、従来 of 保険業法施行規則第51条第3号を、新たに同条第4号としています。同号には、他の保険会社や金融業を行う者(銀行等を除きます。)の資金の貸付けの代理</p>

<p>係る事務の代行」業務の中には、本案の施行後においては、同規則第51条第4号（案）に該当する業務もあると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、本案の施行後、保険会社の行う業務が、同規則51条3号（案）に基づくものか、あるいは同条4号（案）に基づくものかは、どのように判断されると考えればよいでしょうか。</p>	<p>業務が含まれるほか、他の保険会社や金融業を行う者（銀行等を含みます。）の資金の貸付けに係る事務の代行業務が含まれます。</p> <p>どちらに基づく業務であるかについては、個々の業務の具体的内容により判断すべきと考えます。</p>
<p>現在保険会社が行っているシンジケートローンの主幹事業は、現在公表されております保険業法施行規則第51条第4号（案）が施行された後は、同号の「他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の…資金の貸付けに係る事務の代行」に基づく業務に該当すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。ただし、アレンジャー業務（シンジケートローンを組成して、他の銀行や保険会社にシンジケート団への参加を求めるといったシンジケートローンのアレンジに係る業務）を貸し手である銀行から手数料その他の経済的対価を得て行う場合には、同規則第51条第3号の銀行代理業に該当することとなります。</p>
<p><b>【規則第53条の8関係】</b></p> <p>保険会社による事務・業務の外部委託については、従来保険会社向けの総合的な監督指針「Ⅱ-4-1 保険会社の事務の外部委託」が定められていたところ、保険会社が今般制定される本条に基づく措置を講じるにあたっては、当該監督指針が目安となると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。ただし、先般の保険業法改正及び今般の保険業法施行規則改正の趣旨・内容等を十分踏まえた対応を行っていただく必要があることにご留意ください。</p>
<p>社員食堂の運営、清掃の委託、役職員の社会保険用システムの開発・保守等、保険会社の業務の遂行に関係のない業務を第三者に行わせる（関連するシステムの開発・運用・保守等を含む）場合には、本条に基づく措置を講じなければならないこととなる業務の委託にはあたらないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。ただし、ある業務が「保険会社の業務の遂行に関係のない業務」かどうかについては、先般の保険業法改正及び今般の保険業法施行規則改正の趣旨・内容等を十分に踏まえた判断を行っていただく必要があることにご留意ください。</p>
<p>保険会社が一方的に契約の変更解除権を持つような条項を業務委託契約書に必ず盛り込まなくてはならないということではなく、業務の内容に応じ、例えば、業務委託契約の内容として信義則に基づいて協議する旨が定められている等、実際に問題が生じた場合に協議することを可能とすることでよいと認められる場合もあると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。ただし、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護が図られる対応を行っていただく必要があることにご留意ください。</p>
<p><b>【規則第234条第1項関係】</b></p> <p>銀行等の保険販売に関しては、長年にわたる保険審議会、金融審議会等での議論を経て、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売の禁止」を担保するための弊害防止措置を講ずることを条件に、平成17年12月22日に第3次解禁が行われ、平成19年12月22日までは弊害防止措置の実効性のモニタリング期間中である。この間に問題があった場合には、弊害防止</p>	<p>銀行代理業者は銀行等とは異なる主体であり、消費者が感じる圧力の程度も異なることから、銀行等とまったく同じ措置を講じることはできないと考えています。</p>

<p>措置の内容を見直すことになっており、また、保険契約者等の保護の観点から必要と判断されれば、全面解禁の期日見直しも行われることになっている。まさに、官民一体となって、消費者保護の観点からモニタリングに取り組んでいただいているところである。</p> <p>現在は、銀行等の弊害防止措置が充分機能するかどうか確認中で、その結果が判明していない段階である。このような段階において、「銀行」の代理店が保険を販売する場合には、規制を緩めるべきではなく、少なくとも銀行本体と同様の規制が必要であることは、本会は当然であると考えている。以上の考え方から、今回の保険業法施行規則改定案を検証すると、銀行代理店に関して、以下の2点につき、消費者保護上重要な規制が導入されておらず、大きな問題があるので、修正をお願いしたい。</p>	
<p>○タイミング規制（融資申込み中の規制）について</p> <p>銀行代理店に、タイミング規制（融資申込み中の規制）を適用すべきである。</p> <p>（注）損害保険代理店である銀行等が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対して、第3次解禁商品に係る保険契約（保険業法施行規則第211条の2第1項第6号から第8号までに掲げる保険契約）の締結の代理・媒介を行う行為は禁止されている。これは、いわゆるタイミング規制（融資申込み中の規制）であり、圧力募集禁止の観点から導入されている。</p> <p>銀行代理店が融資を取次ぎ中である場合には、当然のことながら、顧客は銀行代理店に対して弱い立場にあり、この間に銀行代理店から保険勧誘をされた場合、拒否しにくい事情にある。これは、顧客が銀行等に対する場合と同じレベルである。したがって、融資取次ぎ中は、銀行と同様に保険販売は禁止されるべきである。</p>	<p>上記の考え方に立てば、現時点において、保険販売を一律に禁止する強い規制であるタイミング規制を銀行代理業者の保険販売に導入することは難しいと考えます。</p> <p>ただし、銀行窓販の実施状況等に関するモニタリングとともに、銀行代理業者その他の募集人の保険販売に関してもモニタリングを行っていくことが予定されており、その中で実際に問題が生じ、現行の措置では不十分ということになれば、弊害防止措置の在り方についての検討を行いたいと考えています。</p>
<p>○銀行等の特定関係者に関する融資先販売規制</p> <p>銀行等の特定関係者（子会社等）が銀行代理店である場合には、融資先販売規制を適用すべきである。</p> <p>現行の保険業法施行規則第234条第1項第14号において、銀行等の特定関係者は、保険契約者・被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募</p>	<p>銀行代理業者は、銀行等とは異なる主体であり、消費者が感じる圧力の程度も異なるとの考え方に立てば、現時点において、保険販売を一律に禁止する強い規制である融資先販売規制を銀行代理業者の保険販売に導入することは難しいと考えます。</p>

集制限先等に該当することを知りながら、保険契約の締結の代理・媒介を行う行為は禁止されている。すなわち、銀行等保険募集制限先等に該当することを知らない場合には、禁止されていない。

しかしながら、銀行等の特定関係者が銀行代理店となった場合は、まさに銀行等と一体であり、顧客は銀行等本体と同じ有形無形の圧力を感じずるはずである。したがって、仮に銀行等保険募集制限先等に該当することを知らない場合であっても、銀行等本体と同様に保険販売は禁止されるべきである。

【規則第 234 条第 1 項第 18 号口関係】

(1) ある保険代理店（「以下 A 保険代理店」という。）の一部の事務所・店舗だけが銀行代理業を営む場合（以下、このような事務所・店舗を「実施店舗」という。）においては、A 保険代理店の他の事務所・店舗（以下「非実施店舗」という。）での保険募集に係る業務において取り扱う顧客（以下「非実施店舗顧客」という。）に関する非公開保険情報を実施店舗が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用しないのであれば、非実施店舗顧客から「書面その他の適切な方法による同意」を取得する必要がないことについて確認したい。

(2) 上記（1）の状況において、実施店舗と非実施店舗が使用する保険顧客のデータベースが同一であったとしても、実施店舗において、非公開保険情報を銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用できる顧客であるか否かを区別し（システム管理が望ましいが、これに限られない。）、利用できる顧客との関係でのみ銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務を行う体制を整備できていれば、「利用しないことを確保するための措置」を講じていると考えられることについて確認したい。

(3) 上記（1）の状況において、A 保険代理店がその保険顧客に対して保険商品に関するダイレクトメールを送付する際に、実施店舗を開設した旨、実施店舗の取扱い業務といった銀行代理業に関する広告を掲載したり、チラシを送付したりすること（広告やチラシは、実施店舗への来店を誘致することを目的とした内容であり、銀行商品に関する説明を内容とするものではない。）は、「銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務」に該当しないと考えられることについて確認したい。

(4) 上記（1）の状況において、非実施店舗

保険募集人である銀行代理業者が、顧客に関する非公開保険情報を銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用する場合には、当該顧客の事前同意が必要となります。

当該同意の取得については、実施店舗の顧客に関する情報か非実施店舗の顧客に関する情報かにかかわらず、これらの情報が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用されるかどうかによってその必要性を判断することになります。

以上を踏まえると、ご指摘の場合については、事前同意は必要ないと考えます。

上記のとおり、実施店舗の顧客に関する情報か非実施店舗の顧客に関する情報かにかかわらず、当該顧客の非公開保険情報が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用される場合には事前同意が必要となります。

以上を踏まえると、実施店舗の顧客か非実施店舗の顧客かにかかわらず、すべての顧客を対象とする非公開保険情報の保護のための体制整備が必要と考えます。

実施店舗を紹介する程度のものであれば、特に問題はないと考えます。

ご指摘の対応については、特に問題ないと考

<p>が銀行代理業に関する照会を受けた場合は、照会先を説明するにとどめ、すべて実施店舗に回すこととし、実施店舗においては、対面・郵便・電話・インターネット等というケースに応じて、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-9-2①の定めに沿った対応により顧客の同意を取得すれば足りることについて確認したい。</p>	<p>えます。</p>
<p><b>【第234条第2項、第1項第7号関係】</b>  (5) 上記(1)の状況において、実施店舗での保険募集に係る業務において取り扱う顧客、すなわち、実施店舗顧客との関係では、本規制を踏まえ、実施店舗の募集人が信用供与を条件とした保険募集や取引上の地位を利用した保険募集を行わない旨を説明するという運用を実施する場合において、本規制との関係で、非実施店舗の募集人が非実施店舗顧客に対して、同様の説明を行うことまで必要とされないことについて確認したい（非実施店舗では銀行代理業を営まないため、非実施店舗の募集人は銀行代理店としての説明を顧客に対して一切行わないという前提である。）。</p>	<p>第234条第2項において準用する同条第1項第7号は、圧力販売防止の観点から、保険募集人である銀行代理業者（その役職員を含みません。）の行為を規制するもので、当該者に説明義務を課すものではありません。</p> <p>ご指摘の取扱いについては、法令上、特段の義務規定はありませんが、当該説明内容が重要事項に該当するか否か（重要事項の詳細については各社が個別に内部規程を設けていると承知しています。）を踏まえてその必要性をご判断いただくのが妥当と考えます。</p>
<p><b>【第234条第2項、第1項第11号・第12号関係】</b>  (6) 上記(1)の状況において、相談窓口に関する説明の確保（第11号）及び変額年金販売時の元本割れリスクに関する説明の確保（第12号）は、いずれの説明も、実施店舗の募集人が行えば足り、非実施店舗の募集人まで行う必要はないことについて確認したい。</p>	<p>ご指摘の説明については、その内容が重要事項に該当すると考えられることから、生命保険募集人である銀行等（その役職員を含みます。以下同じ。）や銀行代理店（その役職員を含みます。以下同じ。）に限られることなく、広く保険募集人全般の重要事項の説明義務として位置付けられるものと考えます。</p> <p>以上の考え方を前提としつつ、信用供与を受けて保険料を支払うタイプの変額年金保険等を取り扱う可能性が高いと考えられる生命保険募集人である銀行等や銀行代理業者に対し、特に注意喚起を図ることが必要と考えられたことから、第234条第1項第11号及び第12号（第2項において準用する場合を含む。）を規定することとした次第です。</p> <p>以上を踏まえると、実施店舗か非実施店舗かにかかわらずなく、ご指摘の説明の確保を図る必要があると考えます。</p> <p>あわせて、第234条第2項において準用する同条第1項第11号及び第12号は、生命保険募集人である銀行代理業者を対象とする規制であり、実施店舗か非実施店舗かにかかわらず当該規制の対象となると考えます。</p>
<p><b>【第234条第3項関係】</b>  保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは当該特定関係者に係る保険業法施行規則第234条第1項第15号（「融資申込み中の保</p>	<p>ご指摘を踏まえ検討した結果、削除することとしました。</p>

險販売禁止規制」の潜脱防止)の準用は、生命保険募集人である銀行代理店には適用されない規制であり、過剰規制であると考えます。よって、当該特定関係者に係る第15号の準用は削除すべきであると考えます。

銀行代理業者の特定関係者に係る保険業法施行規則第234条第1項第13号(「抱合せ販売その他優越的地位の濫用の禁止規制」の潜脱防止)の準用については、条文では「自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為」と記されていますが、銀行代理業を行わない当該特定関係者(保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行代理店の特定関係者をいう。)は、保険契約者又は被保険者に対して銀行等が信用を供与している事実等を知りえる立場にはないと考えます。よって、当該特定関係者は保険契約の締結又は保険募集時等に、お客様に対して第13号に関する書面の交付や説明等を行う必要はないという理解でよろしいでしょうか。

銀行代理業を行わない当該特定関係者は、保険契約者又は被保険者に対して銀行等が信用を供与している事実等を知りえる立場にないことから、このような者に銀行等(知りえる立場にある者)と同様の行為義務を課す必要はないと考えます。

したがって、ご指摘のとおり、銀行代理業を行わない当該特定関係者は、保険契約の締結又は保険募集時等に、お客様に対して第13号に関する書面の交付や説明等を行う必要はありません。

(注) その他字句の修正に係るご指摘を踏まえ、必要な訂正を行いました。